

第百九十二回国会 衆議院 財務金融委員會 會議録 第五号

平成二十八年十月二十八日(金曜日)  
午前九時開議

出席委員

委員長 御法川信英君

理事 井上 信治君 理事 土井 亨君  
理事 藤丸 敏君 理事 宮下 一郎君  
理事 山田 賢司君 理事 木内 孝胤君  
理事 伴野 豊君 理事 伊藤 渉君  
理事 石崎 徹君 理事 小倉 將信君  
理事 大岡 敏孝君 理事 大野敬太郎君  
理事 大見 正君 理事 鬼木 誠君  
理事 勝俣 孝明君 理事 神田 憲次君  
理事 齋藤 洋明君 理事 坂井 学君  
理事 助田 重義君 理事 鈴木 隼人君  
理事 竹本 直一君 理事 津島 淳君  
理事 中山 展宏君 理事 福田 達夫君  
理事 宗清 皇一君 理事 村井 英樹君  
理事 山田 美樹君 理事 若狭 勝君  
理事 今井 雅人君 理事 小川 淳也君  
理事 奥野総一郎君 理事 重徳 和彦君  
理事 鈴木 克昌君 理事 初鹿 明博君  
理事 古本伸一郎君 理事 鷲尾英一郎君  
理事 渡辺 周君 理事 上田 勇君  
理事 濱地 雅一君 理事 宮本 岳志君  
理事 宮本 徹君 理事 丸山 穂高君  
理事 小泉 龍司君

政府参考人 開出 英之君  
(総務省大臣官房審議官)  
政府参考人 星野 次彦君  
(財務省主税局長)  
政府参考人 飯塚 厚君  
(国税庁次長)  
政府参考人 吉野 恭司君  
(中小企業庁事業環境部長)  
参考人 黒田 東彦君  
(日本銀行総裁)  
財務金融委員会専門員 駒田 秀樹君

委員の異動

十月二十八日

辞任

補欠選任

竹本 直一君 小倉 將信君  
宗清 皇一君 若狭 勝君  
今井 雅人君 鈴木 克昌君  
重徳 和彦君 初鹿 明博君  
古川 元久君 奥野総一郎君  
前原 誠司君 渡辺 周君

同日

辞任

補欠選任

小倉 將信君 竹本 直一君  
若狭 勝君 宗清 皇一君  
奥野総一郎君 古川 元久君  
鈴木 克昌君 今井 雅人君  
初鹿 明博君 重徳 和彦君  
渡辺 周君 小川 淳也君

同日

辞任

補欠選任

小川 淳也君 前原 誠司君

十月二十七日

医療等に係る消費税問題の抜本的解決に関する  
陳情書外二件(宇都宮市駒生町三三三七の

一 太田照男外二名(第三四号)  
銀行等による過剰貸し付けの防止を求めること  
に関する陳情書(東京都千代田区霞が関一の一  
の三 中本和洋)(第三五号)  
タックスヘイブンを許さない取り組みの強化を  
求めることに関する陳情書(東京都三鷹市野崎  
一の一の一 後藤貴光)(第三六号)  
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件  
参考人出頭要求に関する件

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本  
的な改革を行うための消費税法の一部を改正す  
る等の法律等の一部を改正する法律案(内閣提  
出第三号)

○御法川委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、社会保障の安定財源の確保等を図る  
税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部  
を改正する等の法律等の一部を改正する法律案を  
議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、参考人として日本銀行  
総裁黒田東彦君の出席を求め、意見を聴取するこ  
ととし、また、政府参考人として総務省大臣官房  
審議官古市裕久君、大臣官房審議官池田憲治君、  
大臣官房審議官開出英之君、財務省主税局長星野  
次彦君、国税庁次長飯塚厚君、中小企業庁事業環  
境部長吉野恭司君の出席を求め、説明を聴取いた  
したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○御法川委員長 御異議なしと認めます。よつ  
て、そのように決しました。

○御法川委員長 質疑の申し出がありますので、  
順次これを許します。鈴木克昌君。

○鈴木(克)委員 おはようございます。民進党の  
鈴木でございます。

初当選以来、ほとんどが財務金融委員会に所属  
をさせていただいたんですが、おかげさまで、今  
回、総務委員会の方に出世をすることができまし  
た。ただ、きょうはまたこちらに呼び戻されまし  
て、麻生大臣のお顔を久しぶりに拝見をするとい  
うことで、大変うれしく思っております。

法案の質疑に入る前に、日銀の国債の買い入れ  
について総裁に二、三お伺いをして、そして本題  
に入りたいというふうに思います。

確認するまでもないわけでありまして、日銀は、  
日銀の国債の直接引き受けは財政法第五条で禁止  
をされております。日銀は、一旦金融機関が買っ  
て市場に出た国債をオペで買い入れている、した  
がって財政法違反ではないという説明をされてお  
ります。

確かに、法律上ではそのような解釈になるかも  
しませんが、実際は、金融機関が買った例えば  
翌日や、極端に言うところ一分後とか一秒後に日銀が  
買い入れるということがもしあるならば、それは  
果たしてどんなものなのかという疑問を呈せざる  
を得ないわけでありまして。

法律論よりも実体論を重視されている経済学者  
というふうには言われておりますが、FRBのバー  
ナンキ前議長、それからアメリカのサマーズ元財  
務長官は、日本の金融政策を、政府の借金を中央  
銀行が直接引き受けるヘリコプターマネー政策に  
似ていると言っているわけでありまして。その疑い  
が指摘をされている以上は、財政法第五条の精神  
からしても、独立府の人間がチェックする必要が  
あるわけでありまして。

そこで、きょうは総裁に、直接引き受けについて、現状と、それから、それに対するお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○黒田参考人 委員御指摘のとおり、財政法で日本銀行が国債を直接引き受けることは禁止されておりまして、日本銀行が現在行つておりますのは、あくまでも、金融政策の観点から必要な国債を市場から買い入れて行つてございます。

具体的に申し上げますと、日本銀行が行つております大規模な金融緩和と政策、これはあくまでも二%の物価安定の目標を実現するために行つていゝるものでありまして、これは、財政ファイナンスあるいはヘリコプターマネーとは異なるものであるというふうに考えております。

○鈴木(克)委員 なぜ私がこのような確認をするかということ申し上げますと、ちよつと古い話ですけれども、昭和四十六年の十一月一日に、第二十二代の佐々木直日銀総裁が参議院の予算委員会でおこしやつて行つてゐるわけですね。

財政法の規定、それからまた日本銀行として今とつております国債の直接引き受けはしない、それからまた発行後一年未満の国債あるいは政保債の買い入れは、これは右から左に消化するという印象を与えるということで、やつぱりそこに歯どめの効果を持たすために一年未満は買い入れをしない、この二つの原則は日本銀行として強く維持していくつもりでありますと述べておるわけでありまゝす。

ただし、この一年ルールは、二〇〇二年にオペ対象銘柄を拡大する目的で、発行後一年以内のものうち、発行年限別での直近発行の二銘柄をオペ対象にしないというように縮小をされたわけでありまゝす。

現在、日銀は国債購入にどのような歯どめを設けているのか。歯どめがなくなれば、かつて懸念してゐた右から左に消化する事態となつて、財政法による制約は事実上消えうせることになるというわけでありまゝす。

総裁、この点はいかがでしょうか。

○黒田参考人 国債が大量に発行されるようになった以降、当初は、たしか私の記憶では、大蔵省、財務省と国債を引き受けるシンジケート団との間の合意事項として、国債を引き受けた金融機関、銀行は、一年は市場に売らないというふうなことをしてゐたわけですね。それはまだ国債市場が十分発達してゐないところに、ニクソン・ショック以降、国債が非常に大量に発行されるようになった。そういうルールをしてゐたわけですから、そのルールも、当然のことながら、国債市場が発達してきて、なくなつてゐるわけですね。

今や財務省が発行する国債につきましては、そもそもシンジケート団という形をとつておりませんで、プライマリディーラーがマーケットメーキングをするという形になつております。

そういう形で、国債市場が非常に深く、広く、流動的なものになつてきたということを踏まえまして、日本銀行も、国債についてそういうふうな規制、制約は必要ないだろうということで順次緩和をしてきておりまして、現在は、御指摘のようない規制、規制というのは課してございせん。

ただ、そのことは、今申し上げたように、国債市場の発展に合わせて最も適切なオペを行うことを目的として行つてきたものでありまして、先ほど来申し上げておりますように、国債の直接引き受けであるとかあるいは財政ファイナンスを意図したものではないと思ひます。

○鈴木(克)委員 もう少し申し上げたいと思ひます。

現在、財務省による国債発行の入札の翌日に日銀はほぼ必ず大規模な国債買い入れオペを実施してゐる。全体として金融機関や機関投資家が日本国債を買う意欲は弱くなつてゐるため、証券会社の債券ディーラーは、国債を財務省から購入しても転売する当てがなく、翌日日銀が買つてくれることを前提にして国債発行の入札に応札してゐる。

これは、ある方の本から、まあお名前を申し上げても別にいいんですけども、抜粋をしたものでございまして。

ここで重要なのは、政府から国債を購入する証券会社は、そもそも国債を保有する意思も他の金融機関へ転売する意思もなく、ただただ日銀が買つてくれることを前提にして政府から国債を購入してゐるのだという事実であります。

つまり、証券会社は文字どおり、政府、日銀間のトンネル役にすぎません。国債が証券会社の手元にあるのは一日だけ。これは日銀の直接引き受けと全く変わりません。

それでも財政法違反ではないと言ふ根拠はどこにあるのか。一旦証券会社の手で国債が渡つたのだから財政法違反ではないと言ふのであれば、仲介業者さえ入れれば、政府は幾らでも日銀に国債を引き受けさせることができるということになるわけでありまゝす。

これは財政法を骨抜きにする解釈と言わざるを得ないと思ひますが、いかがでしょうか。

○黒田参考人 先ほど来申し上げておりますとおり、現在、日本銀行が行つております大規模な金融緩和と政策は、あくまでも二%の物価安定の目標を実現するために行つてゐるものでありまして、日本銀行が主導して行つてゐるものでありまして、政府から言われて国債を買うとか、あるいは、政府から直接国債を引き受けるといったようなことは全くしてゐませんで、財政法の違反とか、そういう問題は生じておらないというふうには理解してゐます。

○鈴木(克)委員 私は少し見解が違ふわけでありまゝすが、話をちよつと先に進めます。

日銀の金融政策がヘリコプターマネー政策と断定するには、恒久的なマネーの増加等により日銀がインフレファイターの役割を放棄したと言へることが必要であります。

それには決定的に重要な要素が幾つかあるのだと思ひますが、政府は本当にインフレによらない財政再建を進める心づもりはあるのか、私は疑問に思つております。最近の政府の財政支出動一辺倒の姿勢からはその覚悟が感じ取れないわけでありまゝす。

政府が財政再建に取り組まないと、日銀にその気はなくても市場にヘリコプターマネー政策と捉えられてしまふおそれがありますが、この点について総裁の御見解をお伺ひします。

○黒田参考人 繰り返しになつて恐縮ですが、あくまでも、日本銀行が行つております国債の買い入れは、物価安定の目標を実現するために行つてゐるものであります。一方、御指摘の財政運営あるいは国債管理政策等は、政府、国会において決定されるものであるというふうには理解してゐます。

政府は、機動的な財政政策を行うとともに、二〇二〇年度のプライマリバランスの黒字化目標などの中長期的な財政規律を堅持する方針であるというふうには私も理解してゐますし、また、二〇一三年の一月に政府と日本銀行で取り交わしました共同声明におきまして、政府が、持続的な財政を実現するために健全化を進めるということをはつきりとコミットしておられるというふうには理解してゐます。

○鈴木(克)委員 続いて、確認を含めてお伺ひをするんですが、一月にマイナスイ金利政策を導入されました。先月の長短金利操作つき量的・質的金融緩和導入までの間、日銀トレッドという言葉が流行いたしておりました。長期金利の水準がマイナスイ水準まで下がり過ぎて、さらにイーロッドガーブがフラット化したことが指摘をされてゐるわけでありまゝす。

これを冷静に分析をすると、長期金利水準が市場水準を下回る国債バブル状態であつた可能性が出てきます。そうすると、政府の国債による金利コストを日銀が補填してゐたという疑ひが出てきます。この間、相当の額の国債を発行したと思ひます。

今回の日銀の政策枠組み変更には、金融仲介機能の低下、金融政策の効果の低下という副作用を解消するという表向きの理由もありまゝすけれども、ヘリコプターマネーに足を突つ込み始めたと思ひます。

ころを引き返したという面もあるのではないかと  
いうふうに思います。

長短金利操作つき量的・質的金融緩和を実施す  
るに当たっては、長期金利を引き上げる必要があ  
りますが、これには相当な金利上昇圧力がない限  
りは、結果的にテーパリングが必要とはなりませ  
んでしょうか。日銀の見解をお伺いします。

○黒田参考人 御指摘の長短金利操作つき量的・  
質的金融緩和におきましては、経済、物価、金融  
情勢を踏まえつつ、二％の物価安定の目標の実現  
に向けたモメンタムを維持するというために、最  
も適切なイールドカーブの形成を促すというこ  
としております。

九月の決定会合では、具体的に、短期政策金利  
をマイナス〇・一％にするとともに、十年物国債  
金利がゼロ％程度で推移するよう、長期国債の買  
い入れを行うという金融市場調節方針を決定いた  
しました。

その際、国債買い入れについては、保有残高の  
増加額年間約八十兆円をめどとしつつ、金利操作  
方針を実現するよう運用することとしておりまし  
て、大きく買い入れ額が減少するとは考えており  
ません。

なお、市場の状況等により買い入れ額が多少変  
動することがありますが、これはあくまでも長  
期金利操作目標を実現するための技術的な調整で  
ありまして、FRBが金融政策の正常化に向けて  
出口政策の一環として国債買い入れ額を段階的に  
減少したいいわゆるテーパリングとは全く性格を異  
にするものではないかというふうに考えておりま  
す。

○鈴木(克)委員 そうすると、テーパリングは必  
要ではないという総裁の御見解というふうに理解  
をしていいのでしょうか。

もし、総裁がおっしゃるようなテーパリングが  
必要ないのであれば、金利上昇圧力が市場  
には存在をしており、日銀が金融政策で市場水準  
を下回るように金利低下を促していたことになる  
のではないのでしょうか。このことは、先ほど述べ

ましたように、日銀から政府への利子補填に当た  
るのではないかと、私はこのように思いますが、間  
違っておるのでしょうか。総裁、いかがですか。

○黒田参考人 金融政策はあくまでも、いわゆる  
中立金利と申しますか自然利子率というのか、それ  
よりも低い金利を実現することによって、経済を  
刺激し、物価を安定させようという政策でありま  
すので、当然のことながら、自然利子率あるいは  
中立利子率よりも低い実質金利を実現しているわ  
けであります。

それは、経済に今申し上げたような刺激的な効  
果を与え、物価を二％程度安定的に引き上げてい  
くということの実現のために行っているものであ  
りまして、政府に対する補助金を云々するという  
ようなものでは全くございません。

○鈴木(克)委員 私とは少し見解が違うというこ  
とであります。この問題はまた機会があれば議論  
をさせていただきたいというふうに思っています  
が、最後に大臣、今の私と総裁のやりとりを聞い  
ておみえになって、何か御感想、御所見があれば  
お聞かせをいただきたいと思います。

○麻生国務大臣 総裁も答えられておりますとお  
り、日本銀行の一連の金融政策は、これは四年前  
の日本銀行との共同声明によって、物価目標とい  
うものを二％というのがいわゆる目標であって、  
その他のものはそれに当たった手段ですので、  
私どもとしては、今行われている一連の長短金利  
操作つき量的・質的緩和政策等々、こういつたよ  
うなものを含めまして、これは極めて目的は明確  
であって、日銀の財政ファイナンスであるかの  
ごとき話は違っていると思っております。

○鈴木(克)委員 ぜひ一度、また機会を捉えて議  
論をさせていただきたいというふうに思います。  
それでは総裁、これでお引き取りいただいて結  
構でございます。

それでは、消費税法等の改正案について順次お  
伺いをさせていただきたいというふうに思います。  
まず最初に、消費税率引き上げ再延期の理由で  
あります。これについては、本会議でも、また当

委員会でも質疑が再三行われておるわけでありま  
すが、私は、再延期の理由について改めて確認を  
させていただきたいというふうに思います。

前回の消費税率引き上げ延期の際、安倍総理は、  
リーマン・ショックや大震災のような重大な事態  
が発生しない限り、確実に実施をしていくとたび  
たび答弁されておりました。そして、今般の消費  
税率引き上げ時期の再延期に当たり、安倍総理は、  
新興国や途上国の経済が落ち込んでおり、世界経  
済が大きなリスクに直面しているとの認識を示し  
た上で、現時点でリーマン・ショック級の事態は  
発生していない、熊本地震を大震災級だとして再  
延期の理由にするつもりはないとしながら再延期  
をするという判断をされたのは、これまでの約束  
と異なる新しい判断なんだ、こういうこともおっ  
しゃいました。

つまり、新たな増税延期の理由が見つかったか  
ら過去の発言を撤回し、選挙に勝ったから再延期  
しますということではないか。私はそのように思  
えてなりません。

安倍総理の前回の増税延期の表明が平成二十六  
年十一月、そして、今回の再延期の表明が本年六  
月、わずか一年半程度で、リーマン・ショック級  
の事態が発生していないにもかかわらずここまで  
政策転換する状況に追い込まれたのは、やはり、  
アベノミクスの失敗と私は指摘をせざるを得ない  
わけであります。

改めて、麻生大臣から消費税率引き上げ再延期  
の理由についてお聞きをしたいと思っております。

○麻生国務大臣 御存じのように、現下の経済情  
勢を見ますと、きょうも有効求人倍率が一つ上  
がったと思えますが、一・三八に上がったのかな、  
いづれにいたしても、百人の学生が卒業すると、  
この間までは八十一社とか二社からの求人広告が  
今では百三十七社からの求人広告があるというの  
は、景気がよくなっていること以外の何物でもな  
い。当たり前の話だと思っております。失業率も、  
きょうも〇・一下がっておりますので今は三・  
〇になったと思えますが、いづれもそういった意

味では低水準でありますし、賃金の引き上げは三  
年連続で最高水準ということになっておりますの  
で、雇用の所得環境とか、雇用関係というのは大  
きく変化をし改善しておりますので、確実に経済  
再生に向けた成果が生まれておりますので、アベ  
ノミクスは失敗との御指摘は当たらぬと思ってお  
ります。

他方、個人消費というものの力強さを欠くとい  
う状況にあることは確かですので、新興国の経済  
に陰りがあるというものはつきりしておりますの  
で、需要の低迷とか成長の減速リスクが懸念をさ  
れていることはもう間違いないところだと思いま  
すが、こうした状況を踏まえて経済・財政再生と  
いうものを考えたときに、いわゆる資産のデフ  
レーションから始まった今回の、少なくとも過去  
七十年間で初めて起きた、デフレーションによる  
不況というもののからの完全な脱却に向けた取り組  
みに万全を期すためということで、五月に行われ  
た伊勢志摩のサミットのときにも、あらゆる経済  
政策を総動員するという合意がなされております  
ので、構造改革の加速などを含めまして、我々  
としては、総合的かつ大胆な経済対策というもの  
を行わねばならぬということとあわせて判断をさ  
せていただいたという結果の話だと考えておりま  
す。

○鈴木(克)委員 いろいろその成果が出てい  
るということをおっしゃいました。ただ、後半で個人  
消費が伸びていないということもおっしゃったん  
です。つまりそれは、アベノミクスがうまくい  
ていないということじゃないですか。

これはかなり苦しい言いわけをされなきゃなら  
ない。大臣のお立場も私はわからないわけではあ  
りませんけれども、いづれにしても、この理由で  
そうですわねというわけには私はいかない。おまえ  
が一人いなくても関係ないよとおっしゃればそ  
れまでのことですが、私は、非常に理由にもなら  
ない理由であるというふうに思っています。

それで次に進めさせていただきますが、消費税  
率の引き上げの時期、つまり、なぜ三十カ月延長

をしたのかということなんです。これも明確ではないんですよ。

一般の消費税率引き上げの時期の再延期に当たり、安倍総理は、二〇二〇年度の財政健全化目標は堅持するとした上で、そのため、ぎりぎりのタイミングである二〇一九年十月には消費税率を一〇パーへ引き上げることとし、三十カ月延期すると表明をされたわけでありました。

しかしながら、その後、内閣府において消費税率引き上げ時期の再延期を前提として試算をされた資料では、国、地方を合わせた二〇二〇年度の基礎的財政収支は、ベースラインケースでマイナスイナス九・二兆円、経済再生ケースでマイナスイナス五兆円という結果になっておるわけです。

そこで、安倍総理が御発言をされたぎりぎりのタイミング、つまり、二〇一九年十月というのはどのような根拠に基づく判断であるのか、大臣にお尋ねします。

○麻生国務大臣 御存じのように、政府としては、一〇％への引き上げを延期することとさせていただきますし、事実、二〇二〇年度のプライマリバランスの黒字化は堅持する、実現するんだという財政健全化目標はそのまま堅持をいたしておりますので、その実現というものを損なうことがないように、今言われましたように、十月ということ、引き上げを実施しますということ、十月と申し上げさせていただきます。

これは、その時期までに行えば、二〇二〇年度におきます国の消費税率というものがほぼ平年度化するのを踏まえたものであります、一九年十月であれば。

いずれにいたしましても、消費税率引き上げを前提にした、今御指摘のありました内閣府の中長期試算というものの経済再生ケースでも、二〇二〇年度においてマイナスイナス五・五兆円のプライマリバランスの赤字は見込んであるというところも確かでありまして、引き続き我々といったしましては、歳入歳出面の取り組みを進めていく必要がありまして、事実、これまでも、この三年間

の間、間違いなく、見ていただいたら御存じのように、新規国債発行は十兆円減額をいたしておりますし、税収は地方、国合わせて約二十一兆円増収になっておりますし、いろいろな形でそれなりの成果は上がっております。私どもとしては引き続き、社会保障等々の伸び率が一兆円とか言われたもの、この三年間で見ますと約五千億程度でおさまっているという状況を継続していくというような形、プラスにいろいろな努力をするんだということになりまされども、きちんとその方向に沿って事は進めていると思っております。

○鈴木(克)委員 さらに努力をするという意気込み、これについては私もある意味では評価をしたいと思います。ただ、財政健全化目標達成に向けたその具体的な方策は、私はやはり、たださらに努力をしますと言うだけでは済まないと思うんですよ。

一方で、二〇二〇年度のプライマリバランス黒字化を実現するという目的は堅持します。それで、未来への投資を実現する経済対策を初めとする強い経済の実現を目指して進みます。努力をします。こういうことであります。だけれども、それによつて私は、なるほどそうですかと言うわけにはやはりいかないと思うんです。

というのは、上げますと言つて上げられなかった。経済指標も外しました。必ずやりますと言つて、結局また今度も上げられなかったということ。上げるのがいい悪いの議論は別としても、今まで言ってきたことがやはり実行されていないわけですよ。だから私は、アベノミクスは失敗しておるんじゃないですか。現に、道半ばだと三年半言いつけてみえるわけですよ、道半ば、道半ばと。

例えば子供たちに、歩いて、遠足でもいいですよ、ようやく半分まで来たからな、半分まで来たというのとはあと残りは半分ですよ。だけれども、またさらに半分行ったら、もう半分まで来たからな。これはやはりもう繰り返しだというふうには思

います。

いずれにしましても、財政健全化目標に向けた具体的な方策というのは、さらに努力をしますという言葉だけではないのかなというふうに私は思いますが、いやそんなことないということであれば、再度御答弁いただきたいと思ひます。

○麻生国務大臣 少なくとも、一九九二年からパブルが崩壊したと多分もうしばらくすると歴史家が書くんだと思ひますけれども、これ以後、今まで二十数年間続いたいわゆるデフレプレッシャー、正確には資産のデフレに伴いますデフレプレッシャーによる不況というものの影響というのは、極めて長く経営者のマインドに響き、いろいろな形で影響を与えているというのは事実だと思います。少なくとも、ああやつて給料を減らしているんですから。組合もそれを黙っておるわけでしょう、応援してもらつてゐるからよくわかつておられるんではないでしょうか。こちがかわりに言つてんだぜ。おかしいと思ひますか。皆さん方のときに言わなきゃおかしくなつたんじゃないの。

そして、我々になつたときには、労働組合の給料は上げてください、なぜならば、少なくとも労働分配率は下がっているじゃないですか。かつては七八、七九あつたんですよ。それが今は七八どころか、六八とか七とかいうところまで下がつた。というところまで下がつた最大の理由は何か。経営者と労働組合との話し合いの結果、みんなが納得してそれで下げておられるから給料は上がらないんだ、だから消費がふえないという話をしておられるんですから、やはりこういう意味では、法人税を下げるの何よという言つておられる割には給料がふえない、そちらの方には内部留保が七十四兆だ五兆だとなつてゐる割には給料に回つてゐる分は三兆とか五兆しかないのはおかしくありませんかという話を我々は申し上げ続けておるわけです。

これは民間の話ですから私どもとしては何とも限度があるんですけれども、少なくともそういういった傾向の中にあるので、そういう上げられる

状況になつてゐるということは、これはアベノミクスが成功したから上げられる状況になつてゐるということなのであつて、そこから以後の話は、これは労働組合と経営者の間の話であつて、設備投資につきましても、これは株主と経営者との話とかいろいろなことも考えられるでしょうし、会社の中での意見というのとも違つてゐるんだと思ひますが、いずれにしても、そういう話をしたいだかないと、我々がそういうふうなことがしやすい状況に税制をやつてみたたり規制をやつてみたたりいろいろいたしまして、それに応える対応というのはさらに時間がかかるから、したがって道半ばと言わざるを得ないということだと思つております。

○鈴木(克)委員 経営者と組合の話は、それは大臣のお考えということでお聞きをしますが、私が申し上げたいのは、要するに、上げますと言つて上げられなかった、やりますと言つてやれなかった。ここんでですよ、問題は。

だったら、できないのなら最初からできないとおつちやれば、では、どうしたらできるよにしますかお互いに考えましようねということになると思うんですよ、結果的に、何年かたつたらできまふと言つて、アベノミクスは失敗してゐるんじゃないですか、道半ば、道半ばというのはいつまでも許されませんよということを申し上げてゐるわけでありまして。

いずれにいたしましても、これを言つてゐるとまた時間がどんどん過ぎてしまふので、大臣、個人的に御指導と言つてまた叱られるかもしれないけれども、御指導をいただけたらというふう

に思ひます。次に、あとわずかでありまして、やはり、この消費増税と裏腹にあるのは社会保障の充実ということだと思ひます。この社会保障の充実のスケジュールと、それに対する財源確保についてお伺いしたいと思ひます。

社会保障の充実については、消費税率引き上げ

による増収分のうち、本年度は一・三五兆円程度、消費税一〇％段階では二・八兆円程度を充てられる予定であると承知をいたしております。

今般の消費税率引き上げ時期の再延期による社会保障の充実への影響について麻生大臣は、消費税率一〇％への引き上げを延期する以上、全てを行うことはできないが、赤字公債を財源に社会保障の充実を行うような無責任な、どこかの党が言ったのか知りませんが、無責任なことは行わない旨、答弁をされております。

また、待機児童ゼロに向けた保育の受け皿五十万人分の確保については、来年度までに達成、年金の受給資格の短縮については、平成二十九年中に実施できるように、所要の法案を今国会に提出しているとも答弁をされているわけであります。

さらに、保育士、介護職員などの処遇改善など、一億総活躍プランに関する取り組みについては、アベノミクスの成果の活用も含め、財源を確保して優先的に実施することも答弁されております。

そこで麻生大臣にお伺いをするわけでありますが、例えば、年金生活者支援給付金や介護保険料の低所得者軽減強化などの社会保障の充実について、また、その優先順位はどのような基準で判断をされるのでしょうか。また、その財源に関して、アベノミクスの成果の活用とは具体的にどのような算出をされるのか。御答弁いただきたいと思っております。

○麻生国務大臣 社会保障の充実の優先順位という話ですけれども、これは予算編成を今からやっていますので、その過程の中においてこれは厚生労働省とよく議論をしていくことになっていくんだと思いますが、現時点で何らかの基準を既に決めているというわけではありません。

また、アベノミクスの成果について、これは経済再生の取り組みによって、例えば失業給付というのとはかなり減っております。減少した額、多分、失業給付が二千五百億ぐらい減ったと思いますので、そういったものを生じておりますので、そこ

らが出てくるある程度の成果と申し上げられるんだと思いますが。

したがって、予算編成の過程においては、これらのことを含めまして経済再生が社会保障給付に与える影響、また、社会保障の効率化とか制度改革の進捗など等々いろいろなものを見きわめたいかぬものがあるところから考えなきゃいかぬと思っておりますが、きちんと取り組んでまいりたいと思っておりますが、少なくとも、一〇％延期ということ、延ばすということになった以上、これが金額赤字公債で埋めるとか、そういったことは考えておりません。

○鈴木(克)委員 そこちよつと議論をしたいところではありますが、もうあと本当にわずかなりやばり、景気判断条件を設けない理由、これをどうしてもお聞きをしておきたいんです。

前回の消費税率延期を表明した際、安倍総理は、景気判断条件を付すことなく確実に実施します。三年間、三本の矢をさらに進めることにより、必ずやその経済状況をつくり出すことができる。このようにおっしゃいました。

これは、我々も多くの国民の皆さんも聞いておるわけですよ。これを受けて、前回の消費税率引き上げ再延期に景気判断条件というのは削除されたわけでありまして。

さて、一方、今般の再延期に当たっては、大臣が、民需主導の経済の好循環を確実なものとすることを通じて二〇一九年十月の消費税率の一〇パーへの引き上げが可能な環境を確実に整えるべく、経済財政運営に万全を期してまいります。このため、今般の法律には景気判断条件を盛り込んでおりません。こうおっしゃったわけでありまして。

そこで、いわば退路を断つて景気判断条件を削除したんだけれども、結局上げることができなかった、これの繰り返しということですが、最後の質問として、ぜひひとつ、大臣の御見解を聞かせていただきたいと思っております。

○麻生国務大臣 今般の消費税率一〇％というものの話ですけれども、これは基本的には、国民の安心を支える社会保障制度というものをきちんと次世代に引き渡していく責任というものを果たすということが一点。

また、市場とか国際社会からの国の信認というものを確保する必要がありますので、そういった意味では、二〇一九年十月には引き上げをさせていただきたいと考えております。

この法律が今般通りますと、二〇一九年十月の消費税率の一〇％の引き上げが可能な環境というものをはきちんと整えておかなばならぬわけなのであつて、経済財政運営に万全を期していく責任を負うということになりますので、このため、今般の法律案には御指摘のいわゆる景気判断条件は盛り込んでいないという背景はそういう意味であります。

○鈴木(克)委員 ありがとうございます。久々に議論させていただいて、もう一度財金に戻ってくる日を夢見て頑張ります。

ありがとうございます。

○御法川委員長 次に、初鹿明博君。

○初鹿委員 おはようございます。民進党の初鹿明博です。

いつもは厚生労働委員会であつたこの部屋なんです。初めてこちらの部屋に來させていただきました。麻生大臣とは昨年予算委員会でも議論させていただきました。ことしの予算委員会では残念ながら大臣への質問がなかったもので、ここで議論させていただくことを非常にうれしく思っております。

では、きょうは消費税率の延期法案についてですが、その前に一つ、先般の十月十八日の本会議でこちらの木内孝胤議員が質問をした件について、ちよつと気になる答弁がありましたので、御確認をさせていただきたく、まず最初に質問させていただきます。白紙の領収書についてのことで、

木内議員から、「飲食店で白紙領収書に勝手に

金額を書き込むことでも税務上の経費として処理して差し支えないのか」という問いに対して、大臣はこう答えたんですよ。「領収書の要件につきましては、法人税法及び所得税法上、特段の定めはありませんが、適正な申告を確保する観点から、領収書を含めた帳簿の保存義務が設けられております。」

要件が決まっていなくて、まあそれは要件は決まっていなくていいんですけれども、保存していればいいということなんです。これは。

次に、続けて、「仮に、白紙に金額を書き込んだ領収書があり、その内容に疑義が生じた場合は、他の帳簿書類を含め、帳簿書類全体として、金銭の支払いといった事実関係の適正性が総合的に判断されるものと承知をいたしております。」と答えています。

つまり、白紙の領収書でも構わない、調査してきちんとお金の支払いが確認できればいいんだというふうな、事実上、白紙の領収書を認めてしまったような答弁なんです。が、本当にこれはいいんですか。議員の皆さんも、今、飲食店とかで食事した後に領収書くださいと言われると、白紙にしましたかと言われませんか。そうやってからかわれたりしませんか。それぐらい今、国民は非常に関心を持っているんですよ。何で政治家は白紙の領収書が認められるんだ、これは結構指摘されますよ。

これを、大臣のさっきの答弁だと、白紙でも別に構わないけれども、後で税務調査とかが入ったときに説明がつけばいいんだというようにとられかねない答弁だと思います。

私は、法律上は要件はないけれども、白紙の領収書は好ましいものではないから、税務上やばり経費としてこれを認めるわけにはいかないとか、そういうような答弁はせめてしてほしかったなと思うんです。

そこで改めてお伺いしますけれども、白紙の領収書を経費として計上する、使うということは認められるんですか。

○麻生国務大臣 まず最初の方から。

法人税法及び所得税法上の話ということで、株式会社や事業を行う個人には、適正な申告を確保する観点から、領収書を含めた帳簿書類の保存義務が設けられている。もうこれは御存じのとおりです。その要件については特段の定めというのはいませんが、一般的には金銭の支払いといった事実関係が客観的に確認できる内容ということが必要とされておりまして、具体的には宛名とか金銭の受領年月日とか受領金額などというのが記載されたものになっておるんですが、仮に、御質問のような、白紙に金額を書き込んだ領収書がありまして、その内容に疑義が生じる場合には、他の帳簿書類を含めて、帳簿書類全体として、金銭の支払いといった事実関係の適正性が総合的に判断されるものと承知している、これがこの間の答弁の内容だったと思っておるんです。

株式会社などの一般企業には法人税の申告が必要だというのはもう御存じのとおりなんですが、他方、政治団体というのは、これは法人税法上公益法人等または人格のない社団などに該当することになります。したがって、税法に定められた収益事業から生ずる所得以外の所得については法人税を課さないこととされておりまして、もう御存じのとおりです。

したがって、政治活動のみを行って収益事業を行っていない政治団体につきましては、これは法人税の申告義務は生じません。領収書などの帳簿書類の保存義務を課せられておりませんことから、そうした政治団体に係る領収書が税務上適切であるかについて、これは財務省としてコメントすることはできないということを申し上げておるわけで、長く説明すればそういうことになります。

○初鹿委員 政治団体としては確かにそうだと思いますが、パーティーをやつて、政治団体が発行した領収書が白紙だったとします。企業が政治家のパーティーに行つて白紙の領収書をもらつて、それをそのまま、ほかの政治家の方がやつておるとおりに使うこともこれは認められるということ

になりますよね、今までの答弁だと。それはやはり疑問じゃないですか。違いますか。

○麻生国務大臣 税務上、損金また必要経費となるかどうかについては、その支出の事業との関連性とかその支出の目的とか、そういうのを踏まえて判断することなんだと承知しますが、仮に、御質問のような、白紙に金額というのを書き込んだ領収書が保存されていたとしても、その領収書に記載された内容が正しいかどうかということにつきましては、これは税務調査などにおいて確認をしようということになるんだというふうに承知をしております。

いづれにしても、損金や必要経費となるかどうか、これは領収書だけで判断しているものではないかもしれませんが、納税者の方が支出をした事実とか内容を明らかにするに当たっては、ほかの人から受領した領収書を適切に保存する等々、領収書を適切に保存することが望ましいということだと思ひます。

○初鹿委員 いや、私はそんな難しいことを聞いているわけじゃなくて、確かに、確認がとれればいいということなんだと思ひますけれども、やはり、白紙の領収書は好ましくないということぐらひはきちんと、大臣なんだから答弁してもらいたいと思ひますよ。

では、今の話だと、白紙でもらつたもので、要は税務調査でばれなかつたらそのままいいんじゃないかということになりますよ。しかもそれで、損金扱いするのには、本当は二万円払つたのに二十万円にするとか、そういうことだつてできないわけではなくなるわけじゃないですか、白紙なんだから。それを何か事実上認めてしまうようなことにならんかねえんですから、やはり私は、白紙の領収書は好ましくない、本来は好ましくないということをきちんと答弁するべきだと思いますよ。違いますかね。

○麻生国務大臣 これは現状において法律的に言っている話であつて、私の個人的見解を述べてもどうにもなりませんので。少なくとも法律として

では今申し上げたとおりということに御理解いただく以外には、ほかに今の段階ではないと存じます。

○初鹿委員 法律に反しなければ何でもいいのかということでもないと思うし、これは税務署の人だつて、白紙であつたらわざわざ確認をして、場合によっては先方に本当に支払つたかどうかをチェックしに行かなければならないというふうに、手間がかかるようになるわけだから、基本的に白紙は好ましくないというふうに大臣がここで答弁をしておいた方が、それこそ、税務署の、国税庁の職員も楽になると思ひますよ。私は、法律で要件が定めていないから別に構わないみたいなことを何で言うのか、ちよつと理解ができませんよ。

やはりこれは、中小企業の皆さんたちだつてどつちなんだろうと思つておるわけで、白紙でも構わないというんだつたら、本当に悪用する人も出かねないんですから、ちよつとこれは答弁を考慮していただきたいと思ひます。もう一回お願いします。

○麻生国務大臣 いわゆる一般的な領収書というのは金銭の支払いの事実を明らかにするという必要があるんだと思ひますが、この場合は、法人格というものは極めて不明確ですから、そういった意味では、金銭の支払いにかかわる取引はどのようなものなのか、領収書がどのような状況において作成されたものかとか、そういったいわゆる個別の事実について判断されるということになりますので、今言われたように、白紙は望ましくないということを言つても、その場合においてはいろいろにしても、白紙の領収書が出てくる場合というのは私の個人的見解で望ましくないと言つて、税務署の職員の手間が省けると言つて労働強化を減らすように努力していただいていることには感謝しますけれども、そういった意味からいって、私どもの方として、私の一存でこれを決められる段階にはないということでありまして。

○初鹿委員 一存で決められる段階ではないとい

うほどのことではないと思ひます。余りしつこくやるほどのことでもないで、ここで本来の消費税の話に移ります。

まず最初に、私の消費税に対しての考え方を述べさせていただきますが、私も、消費税の税率の引き上げを、未来永劫、ずっとこのまま引き上げないでいいと思つておりません。ただ、やはり引き上げるタイミングというのは非常に重要で、皆さん方も当然御承知のとおり、消費税を引き上げることによつて消費が冷え込んで景気が減退をする、そういうことになつてしまつたら元も子もないということ、まずタイミングが非常に重要だということに思ひます。

それとやはり、もう一つ考えなければいけないのは、消費税は、所得の低い人ほど税の負担割合が高くなるという逆進性が非常に強い税制でありますから、この逆進性対策ということをしつかりと行つた上でやらないとならないというふうに思ひます。

特に、高度経済成長のときは右肩上がりて給料も上がつていくので、年齢が、とつていくにつれて給料が上がっていくから、最初は確かに消費税の負担割合は重かつたのが、給料が高くなつてくればそれが下がる。人生のトータルで見たらとんとんで、大体みんな平均ぐらいになる。そういう時代だつたと思ひますよ、高度経済成長は。

今はそうではなくて、所得の高い人は一定程度ずっと所得が高いままであり、また、所得の低い人は、非正規労働者が多くて、学校を出てもすぐに非正規で、それこそ、一生年収が二百万円ぐらひですつとつてしまふような人も多くなつてい

る。そういう時代になつておるわけですから、そういう人たちの負担割合が常に高所得者よりも高いままでとまつてしまふということはやはり好ましいことではないので、逆進性対策をしつかりと行わなければならぬというふうに思つております。そういう観点からすると、今のこの軽減税率が好ましいのかどうかというと、私は非常に疑問

を持っております。

まずは、そういうスタンスであるということとを表明いたしまして、今の再延期についての質問に移ります。

まずちょっとおさらいをいたしますけれども、二〇一四年の十一月に、消費税の一〇％の引き上げを一年半延期いたしました。このとき延期をした理由は、どのような理由だったんでしょか。

○麻生国務大臣 この消費税引き上げの延期の判断というのは、これは、消費税率の八％の引き上げが、予想していたより消費の落ち込みが大きかったという中で、我々としては、いわゆる資産デフレ不況からの脱却というものを目指して、アベノミクスというものの成功というものを確実にするために、景気判断条項に基づいて、二〇一五年十月に予定した消費税率を一〇％へ引き上げるのを、二〇一七年四月まで十八カ月間延期をさせていただいたものであります。

○初鹿委員 つまりは、この二〇一四年十一月の時点で延期をしたのは、景気判断条項があつて、それに基づいて延期をしたということなんです。この時点で、今答弁で、八％に引き上げてみたら、予想以上に消費が落ち込んだということですね。アベノミクスの結果、経済成長がしている、そういう認識は一方にあるけれども、消費は落ち込んだ。

このときの判断として、この二〇一四年の十一月時点で、我が国はデフレから脱却をしていなかった、そういう御判断もあつて延期をしたんですか。

○麻生国務大臣 少なくとも、状況は明らかに、企業の経常収支は上がっていましたし、いろいろな形で法人税収も伸び始めていましたので、デフレと言われるものの中での資産のデフレというのが一番大きな理由なので、株が下がったり、動産とか不動産とかいう資産が下がってありましたので、それが下げどまっていたということは確かですし、株価も七千円だった八千円だったものが一万円台までということになってきていました

し、いろいろな形で、土地の値段も確実に上がり始めているという兆しが出ていましたので、私どもとしては、いわゆるデフレ不況というものから脱却しつつあると思っていましたけれども、これは間違えると、もう一回いわゆるデフレに戻っちゃうというのだけは、もう一回戻すとこれはどうにもならぬという意識がありましたので、そういった意味では、デフレから脱却していたかと言われれば、私どもは、完全に脱却していたというほどの自信はなかった。

一番大きな理由は、あの当時は内部留保が七十五兆円もふえたにもかかわらず、あのときは企業は給与を三千四百億減らしたんです。ふやしていないんですよ。減らしたの。私どもは企業に向かつておかしじゃないですかと言つて、物すごくやり合いましたよ、はつきり言つて。私どもとしては随分申し上げて、翌年から五兆だか何だかふえしたけれども。

少なくともそういったような状況で、我々は随分やり合つた記憶がありますので、いま一つまだ企業の意識が変わっていないから、ちよつとどうかという意識は、正直、私の気持ちのうちに二・三割ありました。

○初鹿委員 十分にデフレからまだ脱却できていなくて、ここで引き上げるとまたデフレ状態に戻るかもしれない、また、企業の側も、アベノミクスで期待をしていたような効果を、十分に企業の側に協力してもらえていなかった。そういう理由で延期を一年半いたしました。

そのときに政府が言っていたのは、次は必ず上げるといふことを断言していたんです。先ほど鈴木先生も言っていました、リーマン・ショックや大震災のような重大な事態が発生しない限り確実に実施すると断言をしていて、それで景気判断条項まで削除しちゃったんです。

これは、削除したということは、引き上げ時期が二〇一七年四月になるんですか、一七年の四月の段階で仮にデフレの状態からまだ抜け切れていなかったとしても引き上げる、そういうつもりで

いたということでしょうか。景気判断条項を取つたじゃないですか。だから、その引き上げのときは、デフレの状態でも引き上げるつもりだったのか。

○麻生国務大臣 前回の判断のとき、二〇一四年十一月、安倍総理の二〇一七年の四月のについて、確実に実施するという発言をされておるんですが、これは御指摘のデフレ脱却云々というよりは、リーマン・ショックとか東日本大震災のような重大な事態が発生しない限り確実に引き上げるといふことを強く思っておられたということだけは確かだと思っております。

○初鹿委員 私が聞きたいのは、リーマン・ショックや大震災がなくても、二〇一四年の十一月に延期をしたような状況で、GDPが四半期のマイナスが続いたとか、そういう状態になっていたとしても、二〇一七年の四月は景気判断条項をとつたんだから引き上げる、そういうつもりでいたのかということをお願いいたします。

○麻生国務大臣 経済条項を外す、外さないは内部でいろいろと意見が分かれたところでしたので、そのときには、これはつけるべきという意見と、つけるべきでない、まあ、誰がどう分かれたということまで言うつもりはありませんけれども、いろいろ御意見が分かれたんですが、断固やると言うので、これはきちんとかやると言う御意見だったので、私も財務省としては当然上げるといふ説に近い方だったですから、当然のこととして、やつてもらいましょうという気がありましたよ、私自身は。

しかし、これはくつつけた方がいんじゃないかという意見は、これは財務省の中にもありました。ほかの役所からもいろいろ出ていましたので、そういうときに私どもとしてはこの話を申し上げたと記憶しますが。

今言われたように、少々のことなら必ずやらねばならぬ、三じゃない、二じゃないか、あのときは三、今回は二じゃないかとか、いろいろな御意見があつて、その気でおられたということだ

けは確かだと思ひます。

○初鹿委員 つまり、本当によつぱどのことがない限り上げるといふ決意でいたわけですよ。当然、麻生大臣はその思いが強かつたんだと思ひます。

ところが、ことしの六月一日に、安倍総理は再延期を記者会見で表明することになりました。その前の、麻生大臣、各国との財務相・中央銀行総裁会議が五月二十一日にありまして、そこでも消費税増税は予定どおり実施すると約束をさせていただきました。記者会見とかでも、国際公約とか、世界の信用を失墜しないようにちゃんと上げなければいけないということを、結構、再三再四、発言していますよね。

それぐらいに麻生大臣は、国際公約ぐらいに思つていたというふうには思うんですが、それは事実でよろしいんですかね。

○麻生国務大臣 サミットが始まりますまでに、それまでのいろいろな各種の大臣会合は十幾つあると思ひますけれども、そういったものの中の一つに、私ども、財務大臣・中央銀行総裁会議を仙台で開かせていただいたんですが、そのときに私どもとしてはきちんとした対応をさせていただきたいと思つておりましたので、我々としては、そういうつもりでおりましたことは確かです。

これは、一番変わったのは、多分、伊勢志摩サミットなんです。あのときに、各国からいきなり、あの段階で多分ブレグジットの話が出ていたんだと、私は裏の話は知りませんが、いろいろな話やら何やらがずつと出始めて、中国のあれがぐあいが悪くなつてきているという数字がもうあのときは始まりましたので、数字を上げてくれという話を言わざるを得ないほどぐあいが悪くなつて、中国は介入をして再び財政出動をやつて、景気をもとに上げるといふ努力も中国に要請する。IMFやら何やらでいろいろありましたが、このままだったら上海の暴落がもう一回ですよという話も直接しましたし、いろいろな話を私どもし

ましたので、その合意に基づいて、世銀、IMF、いろいろなところが動いたというふうに思えますけれども。

私どもとしては、きちんとした対応をやらねばならぬと思っておりますが、伊勢志摩サミットのときには、その二カ月ぐらいい後なんですけれども、あの間には結構いろいろな状況としては変わっていったんだというように私どもとしては理解しております。

○初鹿委員 サミットは五月の後半ですから、この財務相・中央銀行総裁会議は五月二十一日ですから、一週間後ぐらいですから、そんなに大きく変わるような期間はあったとは思えないんですけれども。

ちなみに、麻生大臣は、安倍総理から正式に再延期をするというのを聞いたのはいつですか。

○麻生国務大臣 正確に記憶しておりませんけれども、これは初鹿先生、この内容の過程についていつだったかと申し上げることは、ちょっと差し控えていただきます。

○初鹿委員 報道によりますと、五月二十八日に首相官邸で総理と財務大臣、麻生さんがお会いしましてその報告を受けて、財務大臣からは、反対だという強い抗議というか、意思表明をしたというふうに報じられております。

次の日、富山で五月二十九日に、麻生大臣と当時の自民党の幹事長の谷垣幹事長とが一緒に自民党の会合に出席しているんです。そこで、増税を延ばすなら、もう一回選挙をして信を問わないと筋が通らない、これが私と谷垣さんの言い分だ、そうほえていたようなんですが、それは間違いありませんね。

○麻生国務大臣 大体報道は間違っていますけれども、その報道はめずらしく合っていました。

○初鹿委員 つまり、ぎりぎりのところまで大臣は再延期反対だったはずですよ。反対だったんだということですよ。

ここでお伺いしたいんですけれども、麻生大臣は、今回の安倍総理の再延期の判断は正しかった

というふうに思っていますか。

○麻生国務大臣 私どもは官仕えをいたしておりますので、組織におられたらおわかりと思えますけれども、基本的には、いろいろな自由民主党というの意見が出されるんですが、最終的に、内閣の話では内閣総理大臣が、自民党の話は自由民主党総裁なり幹事長が決めたらそのとおりやるというのが我々の暗黙のルールでもありますので、この判断が正しかったか、正しくなかったか、私は、これは歴史が判断するところなので、もうしばらく時間がかかるんだと思っております。

ただ、今の状況としては、決められたことはきちんとして対応するべく動く、それが我らに与えられている仕事だと思っております。

○初鹿委員 今の答えが全てを物語っているんだと思いますが、二十九日にそういう発言をしていて、六月一日に再延期を表明して、その二日や三日で麻生大臣の気持ちが変わっているとは思えないので、本音はやはり、安倍総理の判断はいかがなものだったのではないかと今でも思っているんじゃないかと私は推測をいたします。これは答弁は求めません。

ただ、私も、今の状況で消費税を上げるべきではないと思っています。でも、やはり安倍総理の理屈が余りにもよくわからないというか、意味がわからない。景気判断条項も取って、絶対に上げると言っていて、それで再延期をする。これはきちんとした説明が必要ですよ。それなのに、ちゃんとした説明になっていない。先ほども鈴木克昌先生の質問で大臣が答えていましたけれども、さっぱりわかりませんよ。だって、リーマン・ショックや大震災が起これない限り必ず上げると言っていたんですよ。

皆さんのお手元に安倍総理の六月一日の記者会見を配っておりますが、ちょっと回してください。一番上、下線を引いています。『現在直面しているリスクは、リーマン・ショックのような金融不安とは全く異なります。』『世界経済の将来を決して「悲観」しているわけではありません。』また、

下の方に行きますけれども、『熊本地震を「大震災級」として、再延期の理由にするつもりも、もちろんありません。』その上にも、『現時点でリーマン・ショック級の事態は発生していない。それが事実であります。』

リーマン・ショックでもない、熊本の地震でも大震災でもない、そして世界経済の将来にも悲観していない。でも、再延期するという判断は、『これまでのお約束とは異なる「新しい判断」であります。』では、この新しい判断の本身は何なんですか。リーマン・ショックではないんですよ。大震災でもないんですよ。

世界経済、この上で、『リスク』を正しく認識し、『危機』に陥ることを回避するため、しっかりと手を打つべきだと考えます。リスクには備えなければなりませんと書いてある。

ただ、リスクには備えなきゃならないと思いませんけれども、世界経済が失速するかもしれないリスクなんてずっとあると思うんですよ。でも、その次に言っているのは、悲観していいと言っているわけだから、悲観していいぐらいのリスクなんですよ。

何でここで再延期をするのか、この新しい判断というのをものとわかりやすく説明していただけないですか。

○麻生国務大臣 この文章を改めて読み直してみているところなんですけれども、いずれにしても、こういうところで、下の方の最後の太字で書いてあるように、『これまでのお約束とは異なる「新しい判断」であります。』多分これが全てなんだと思います。

世界経済というのが、新興国の陰り等々を含めまして、需要の低迷というものと経済のいわゆる成長の減速リスクが上がってきているというのはもう確かだと思っております。それはずっとそうじゃないかと言われれば、もうそれは間違いなくずっとそうですよ。特に東ヨーロッパを含むヨーロッパの経済とか、また、中国を含めるところが急激に、あれはかなり危ないものがあるな、こ

れはみんな世界じゅう言うところだと思えます。そういう中であって、日本の場合、給料が上がらないことに伴って個人消費が伸びない、またぞろ何とかじゃないか。いま一つマインドが変わっていない等々があるんだと思います。

そういう意味で、新たな判断という状況というのは、デフレ不況からの脱却というものに万全を期さないかぬ、もう一回デフレになったら終わりですよということで、これは、ほかの国は今からデフレに入ってくる、デフラインフレとかいろいろな表現をしていますけれども、基本的にはデフレですから。そういったような方向にヨーロッパは今から落ちつつあるという状況の中にあって、銀行に限らず、企業も資産内容が極めて危ないというような状況がよくみんなうわさされております。

そういった中で、やはり、伊勢志摩サミットにおける合意というのは、それはお互いみんな知りながら、我々としてはあらゆる政策を動員するんだという話が出てきて、そこが多分一番のきつかけになったんだと思いますが、構造改革の加速等々いろいろやるにしても、まずはもう一回これを延ばして、できる限り確実なものにしておいてからやるべきだという判断に最終的に立たれたというのが一番大きな理由じゃないかと思っております。

○初鹿委員 よくわからなかったんですけれども、やはりアベノミクスが十分に成果を出していないというのが最大の理由なんじゃないんですか。

やはり、賃金が上がっているとか雇用もふえていると言っていますけれども、消費が伸びていないということが全てをあらわしていて、要は、実質賃金は下がっているわけですよ。だからお金を使えなくなっているんですよ。雇用がふえているといっても、その中身をやはりきちんと見ていかないといけないと思いますよ。

高齢者が働かないと暮らしていけない、また、女性も共働きじゃないと暮らしていけない、そう

いうことで働く人がふえている。これは決して悪いことではないのかもしれないけれども、やはり、実質賃金下がってきているというのは、非常に大きなアベノミクスの失敗であると思ひますよ。

そこで伺いますけれども、では、次の期限が来ますね、次に引き上げるとき、今度は必ず上げらるんですか。

○麻生国務大臣 私が財務大臣をしているかどうかは別にして、うかつなことは言えませんが、申し上げておきますけれども。

しかし、私どもの今の立場からいいますと、やはり社会保障と税の一体改革というのは、初鹿先生、やはり、日本にとって人口構成の変化、いわゆる高齢者人口の増加、勤労年齢人口の減少というものは、かつての二対六から二対一・幾つというところまで来れば、簡単なことを言えば、昔でいえば厚生年金等々社会保障割合二倍、三倍出しても合わない計算が合わないということになりますので、そういった意味では、財政健全化等々とあわせてこれは待たないの話を私どもは基本的にそう思っています。

だから、将来的にやらないかぬという御意見には私は全く賛成なんですけれども、やはりタイムリミットとしては、二〇一九年十月というのが、私どもとしてはもうこれは確実に、絶対行かねば、最終リミットはこれかなと思っているのは、プライマリバランスというものを、随分、最初のころはこんなものできかないと言われたのが一応半分達成できましたけれども、残りをチャラにしますというところが二〇二〇年なんですから、そこまでにきちんとした、仮におくてもというように目安がきちんと立てられるところまでいかせるためには、どうしたってこれはやっておかいかぬというのがこの二〇一九年の十月の消費税だと思ひますので、これは私どもとしては経済運営というものに万全を期して、きちっとこれまでにやり上げねばならぬものだ、そう思っております。

○初鹿委員 おつしやることも理解はするんですけれども、そうはいっても、経済は生き物ですから先がどうなるかわかりません。そのときに、景気が本当に減速しかならないような状況では、やはりこれは引き上げを延期することも考えなければいけないと思ひますよ。

そういう意味では、景気判断事項というのはやはり必要だったんだと思ひますよ。私は、ここで再延期をするに当たって、もう一回、景気判断事項を戻す必要があると思ひますが、いかがですか。

○麻生国務大臣 景気判断事項というものをつけるべきではないかということですが、少なくとも今回は、きちんとその環境を整えるんだという、退路を断つとかいろいろな表現が当時もありましたけれども、私どもは経済財政運営というものに万全を期していくんだと言つてきちんとその姿勢を示さないと、これをつけたらまた延ばすんじゃないかというのを先行き皆思わされぬよう、人が勝手にそう思つちゃう、ああこれはまた次に延びるんだなというふうに思われるようなことだけは断固避けたいという気持ちで強くあつたのは確かです。

○初鹿委員 私は逆に、今回みたく何の理由があるかわからなくいきなり延ばすよりも、景気判断事項があつて、景気の大体的見通しがついて、これはちよつと引き上げるのは厳しいかなというふうに思つて、それで条項があるからそのとおり延期になるんだというふうに予測がついた方が、世の中の人にとってはありがたいと思ひますけれどもね。そのときの総理大臣の何か気分によつて、新しい判断だとか言つていきなり延期されて、私からすると、アベノミクスの失敗を隠すために、そして参議院選挙が目の前にあつて、そこで野党から消費税を上げていいのとか責められて選挙がやりづらくなる、それよりかは、延ばしちゃった方がいいというのが新しい判断だったんじゃないかなというふうに思ひますよ。でも、そんな総理の都合によつてころろ変わるようじゃ、財務大臣だつて困るでしょう。多分今も困つ

ていると思ひますが。

ここで次の話題に行きますが、ちよつと時間がなくなつたので、軽減税率について伺います。

これは二〇一九年の十月まで延期になつたわけですよ。二年間、議論をする、検討する時間ができました。私からの提案ですが、軽減税率の導入は見送つて、給付つき税額控除の導入を、二年あるんですから検討しましょうよ。

軽減税率については、皆さん方、多分自民党の方々が反対だつた人が多かつたと思ひますよ。やはり線引きをどうするんですか。外食だ何だと言ふけれども、私が定食屋さんだつたら、昼のランチは全部持ち帰れるような容器で出して、場所は提供しますよ、基本は持ち帰りですよと言つて出すようになりますよ。それは外食だから高い税率になるんですか、安い税率になるんですか、そういう話になつてくるじゃないですか。

だから、こういう軽減税率は、事業主にも負担が多い、線引きもよくわからない、そして本当に逆進性対策になつていくのかといつたら、私はなつていないと思ひますので、ぜひ給付つき税額控除の検討に入つていただきたいと思ひます。

しかも、マイナンバーが導入されて、今まで所得の把握が難しかつたと言ふんですが、二年あつて、来年からスタートしたとして一年ちよつとですから、大分定着してきているわけじゃないですか。ですから、今までと状況が変わるんですよ。どうですか。もう軽減税率はやめて、給付つき税額控除の検討を始めませんか。

○麻生国務大臣 税制抜本改革法の中において、御記憶あるうかと思ひますが、軽減税率の話と給付つき税額と総合合算制度と、三つについて検討すること三党の間でされていんだと記憶をします。

このうちで、御存じのないきさつで、ふだん消費者が消費、利用、活用しているようなものについて直接軽減するということが、いわゆる逆進性を緩和しつつ、買い物の都度痛税感を感じられるというのを緩和できるといふような利点

があるということから、この軽減税率というのを最終的に採用することにさせていたんだんですが、この中で、いわゆる逆進性の緩和に効果的ではない、有効ではないという御指摘については、家計調査の中を見ますと、酒類とか外食を除く飲料食品の消費支出に占める割合は、年収一千五百万円以上の世帯では一五％、二百万円未満のところでは三〇％となつておりますので、こういう状況にあるというのが一点と、酒類とか外食を除く食料品に係る消費税の収入に関する割合というのを見ますと、低所得者の方が高所得者よりも高くなつておりますことから、これは、軽減税率の導入による消費税率の軽減度合いについては、低所得者層の方がより大きくなつておるといふ意味では逆進性の緩和につながるんだと、基本的にはそう思つております。

また、今言われましたように、所得の捕捉とかいう話でマイナンバーの話が出ましたけれども、これは以前より正確な所得把握が可能になる、これは確かです。そういうことになるんだと思ひますが、しばらくの間はかかると思ひますけれども、今入っている分の資産の話は別にして、課税最低限以下の所得の方々についても、そもそも申告義務がないものですから、その所得が把握できないなどまだまだ考慮する必要があるかと思ひますけれども、いずれにしても私どもは、こうした御意見があることは承知しておりますけれども、今の段階で給付つき税額控除の導入を再検討するということを考えているわけではありませ

ん。

○初鹿委員 ちよつと時間がなくなつたので最後に一つだけ言わせていただきますが、資料の後ろから二枚目を見ていただきたいと思いますけれども、我が国の再分配政策の一番の問題は、高齢者に偏り過ぎて、若い人にほとんどないということだと思ひますよ。しかも、子育て世代には子育てに対するさまざまな給付がありますけれども、独身の若い人には全くない。生活保護しかないんですよ。

しては非常に不安だし、そこで何かアナウンスがないと、どう考えているんだろうという不安なままでは、本当に期待をどう形成していくかというところのプロセスにかなり支障があるんじゃないかというふうに思っています。

そういう意味で、総裁が市場に対してどういうふうに期待形成させていくかというその情報発信のやり方も、私はもう少し丁寧にやっていくべきだというふうに思いますが、この点の総裁の見解もお聞かせいただきたいと思っています。

○黒田参考人 御案内のとおり、金融政策は、金融市場あるいは金融機関を通じて効果が実体経済

に波及していくというものでございますので、その運営に当たりましては、政策に関する考え方、あるいは、その前提となる経済・物価情勢についての判断をできるだけわかりやすく説明し、理解を得ていく必要があるというふうに思っております。

るわけでございますけれども、引き続き丁寧な説明を行ってまいりたいというふうに思っております。

す。

○鷲尾委員　市場参加者が何を期待しているかというところをもう少し全体の枠組みの中で適切に発信をしていただと、確かに、総裁が常に意識をされているんだろうと私も思いますけれども、サプライズとか、予想を超えるものを発出することによってそれが期待形成につながるという

のもわかるんですけども、やはり、もう既に皆さんが不安を抱えていらつしやる国債管理政策上の問題、これをどう生じさせずに金利の自由度をどう高めていくか、これはもはやある程度市場にメッセージを発出しなければならぬ段階になっているのかなど。その部分が見えないということ、いかにいろいろな判断を変えてうまくコントロールしようとしても、これからの日銀と市場の対話というところではこの問題というのは大きく

横たわり続けるんだろう、このように感じており

そしてまた、今も、総裁は構造政策とおっしゃっていましたが、財政策をさらに打とうとして、いるところでありますから、経済のダイナミズムから考えると、イノベーションといいたましようか、民間がいかに市場の機能を高めなが

私どもとしては、これはさらなる取り組みが必要なので、企業が三百八十兆近く内部留保だけでやってみたりしておりますけれども、当然のこととして、それは配当に回ったり、賃金に回ったり、設備投資に回ったりしてしかるべきものが、なかなかそういったように回っていないというのは現実でありますので、そういったものに加えて、労働分配率というものは、ちっとも上がらないどころか下がっておるという状況というのは、これは、どう考えても今までの意識が変わっていないもの

いておられます。労働分配率の話もしていただいている。ある意味、今は本当に異常事態なのかなと。やはり、労働分配率あるいは賃上げというのを政府の方からしなさい、しなさいと言うのも異常事態ではあると思うんです。それほどまでに政府が主導しなければ経済がうまく回りそうもないのか。こういう事態に陥っていること自体が、過去、もう余りにも財政政策に頼り過ぎてしまっていて、新しいものを生み出す力というのがなかなか出てきていないんじゃないか。その点をどううま

今回 消費税を先送るといふことでありまして、消費税の一〇%の増税が先送りされたことを踏まえば、ビール税の税制改正をする、ある意味千載一遇のチャンスなんじゃないか、こういうふうに捉えているわけであります。

こうした中でちよつとウオッチをしていましたら、二十五日の火曜日、産経新聞の「安倍日誌」、

いわゆる首相動静欄に、二十四日月曜日の総理の日程として、午後六時五十七分に東京・紀尾井町のホテルニューオータニ着、宴会場AZALEAでサントリーホールディングスの佐治会長、新浪社長と懇談、麻生太郎副総理兼財務相ら同席とあるんです。麻生大臣もそこに同席されていたと新聞紙上ではされております。事実だと思いますが、公表資料によりますと、この総理と大手ビールメーカーのサントリー社との懇談が午後七時半過ぎまで三十分ほど続いたようでございますけれども、気になるのは、昨年のこの会合の直後にビール税制先送りの報が一斉に流れたんですよ。それで記憶しておったんですけれども、今回、ことしもまた、懇談の翌々日早朝にNHKで「ビール税一本化 来年度中は見送る方針 自民税調」という記事が配信されたんですね。偶然にしても、二年連続で随分とタイミングがよいものだなと、こう私は思った次第でございます。

知り合いの与党議員は、名前は出しませんがけれども、税調でこんな議論は出ていないのになんてこんな報道が出たんだらう、こういうおかしがっている声もありまして、恐らく、こういう質問をすると大臣はこれまで、自民党税調の意見も踏まえといった答弁をされてきたと私は少なからず認識をしておりますが、税調での議論にもなっていないのになぜこういう結論めいた報道が出るのか、私はちょっとおかしいなと首をかしげざるを得ない、こう思っております。

何度も申し上げますけれども、私は、類似する酒類間の税率構造にやはりゆがみがあるのであれば、消費税を先送りしたこのタイミングを捉えて税制改正すべきだというふうに思っております。恐らく財務省当局の皆様方もその思いは私はあるところを確信をした上で、実は先週も、さまざまなロビー活動が行われた中、大臣の決意を質問させていただいて、大臣から御答弁をいただいたところもあります。大臣は財政を預かる立場でありますから、その点、省内の思いも踏まえて大臣が御答弁いただけるものだ、こう願いつつ、

質問に入らせていただきたいと思います。

今ほど申し上げたとおりでございますが、酒税改正の舞台は私は整ったと思っております。先週も指摘しましたけれども、ビール各社でいろいろな綱引きがある。つまり、ビールの会社にとつては、得意な酒類、得意でない酒類、そうある中で、その特定の社のある意味ロビー活動によって税制改正がゆがめられてはならない、こういう思いが私は裏腹にあるわけでありまして。

大臣、このビール税制改正は実現すべきだ、私はこのタイミングしかないと思っておりますが、大臣の御見解をぜひお聞かせいただきたいと思っております。

〔土井委員長代理退席、委員長着席〕

○麻生国務大臣 まず最初に、ビールの話で、総理と宴会の席には、ほかにもこれは、毎年この時期なものですから、ここにおられる方々は、ビールに関係なく、大島議長を始め、ずらり昔からの関係者がこれにずっと出ている人、毎年私は十年出ていると思えますけれども、ずっと同じメンバーが出てきていると記憶をしております。

今回は、話の内容は税金の話は一切出ないで、主に出ていたのは、サントリーの佐治信忠が病氣を患ってしまわれて出てきていませんでしたので、それが全快して出てきたので、おうおうという話が主な話題で、そういったのが主たる話題と、あとは、議員の方は福岡六区で負けた麻生太郎を慰労していただいたぐらいのもので、あとは税金の話はほとんど出なかったというのがこちら側の席の話であったと記憶をいたしております。

さて、それで酒税の話ですけれども、これは御存じのように、昨年末、与党の税制改正の中において、いわゆる同一の分類に属する酒類間の税率格差が結果として商品開発や販売数量に影響を与えておるのではないかとという問題意識のもとで、それらの税率格差を縮小、解消する方向で見直しを行うということで、これは速やかに結論を得るという方針が示されたというのはもう去年の話であらうと思っております。

こういった話を受けて私どもはこれをスタートさせていただいておりますので、今、安いビールとか発泡酒とかいろいろな表現はありますけれども、そういったようなものの方がうまいから飲んでいるより安いから飲んでいるという方が圧倒的に多いんだそうで、そういうものからいきますと、ビールというものをもう少しどうにかした方がよろしいのではないかと、少なくともこの税率の格差については、まずくするために一生懸命商品開発するなんというのはあほらしくて考えられぬ、こんなものはどう考えても、うまくするために研究開発費使うならともかくも、おかしいじゃないかという話から、そういうことからこの話をさせていただいて、今少なくとも、麦芽の比率がどうたらとかそういったようなことだけでこれがなっておりますので、少しそういったものも含めて考えないかぬのじゃないかと思つて検討をさせておりますことは事実ですが、だからといって、それはこれとすぐやるとか来年やるとか再来年やるとかそういう話じゃなくて、目下検討を開始したところまでが今の段階だということでありまして、少なくとも、何となく新聞の記事というのは、例によって例のごとく違つておるといふふうに理解されたりよろしいと思っております。

うに思っております。それがわからないと、各社もどんなビールを開発したらいいのかわからないまま困つてしまふと思うんです。これは全国各地ビール醸造者協議会という業界団体からも要望が行つているというふうに思っています。

大臣、この点はどういうふうにお考えでしょうか。

○麻生国務大臣 現行の酒税法の中におけるビール、これは明治三年に日本に初めて輸入されたものなんですけれども、そういったものの範疇というのは、これは、麦芽とかホップとかそういったようなものに水といたつたものを必要原料として、その三つを主な原料として、それ以外に使用できるものとして、今鷺尾さんの言われた、副原料と言われましたけれども、米とか麦とかなど一定のものに限定してやることになつておるんですが、その使用割合は、麦芽の比率が六七％なんです、副原料の範囲とかが麦芽の使用量というのと同じ様にこれは制限をされておるといふのがビールというものの基準、いわゆる定義であらうと思っております。

○鷺尾委員 毎年この時期にやっている会合ということで、ちょうどその税制の議論もある会合でございますし、私も大臣の答弁のとおりだと思つておりますけれども、ぜひそういう政治の力で、今大臣が言った方向性がかえつてゆがめられないような形で改正をお願いしたいということを強く私は申し上げたいと思っております。

このビール税の一本化に向けて今は検討を開始ということですから、当然、いざいざという結論も見えてあらうというふうには予想されるわけでありまして、メーカー各社が新商品の開発に力を入れていくだろう、こう予想されるわけでありまして。

それに向けて御提案なんですけれども、いち早く副原料の緩和を実施すべきではないかというふう

一方、地ビールというのが今、先生のところにあるかどうかは知りませんが、あちらこちらに地ビールというのは結構それなりの使用量がふえておりまして、そういった意味では、ビールの副原料としては認められていないので、その地域限定として、ビールとは名乗れないのですから発泡酒と称しているんですけれども、基本的にビールみたいなものを製造しておるといふのが現状なんだと承知をしております。

そういった意味では、この副原料の緩和については、どの範囲までというものをビールの副原料として認めるのかということについても、これは正直言つて、御存じのように、ビール各社は全部意見が違います。全く意見が違います。じゃんじゃんいろいろなものを認めるとか、この地域においては、俺のところは柿が産地だから柿をその中へ入れさせろとか、俺のところは何かかというふう

で、ビールの中にいわゆる果物のおいだとか、ワインと似たような話で、そういったようなものをもっと認めさせるとか、絶対量が何万リットルとかいうんじゃないかと、もっと小さい量でも認めるとか、いろいろな話がいろいろ出てきておりますのはもう御存じのとおりなので。

ちよつとこれは今さらによく検討していかならぬというのは、さっきのビールの税金よりこっちの方がもっと副原料が多いものですから、いろいろその範囲をどれにするかというのは結構難しいところかなと、話を聞いていて、今の段階ではそう思っております。

○鷲尾委員 ただ、御承知のように、私の地元でも、日本最初の地ビールでエチゴビールとかあるんですけども、確かに、果汁だとかハーブとかスパイスとか、大臣がおっしゃるとおりいろいろあるんですけども、逆に言えば、これはかなりビジネスチャンスになりますよね。これは今政権でやられている地方創生にもつながりますし、こういうところをうまく指導して、難しい議論ですけれども、やっていただくと、地元での活性化だけじゃなくて、今はインバウンドが御承知のとおり物すごいですが、逆に海外に売っていくこともできますし、今でいうと、クラフトビールと言ふみたいですが、ぜひここはやっていただくと、それなりの効果があるんじゃないかなと思ふんです。その提案をさせていただきたいと思ふます。

それから、では続きましてですけれども、租税回避について質問をさせていただきたいと思ふます。

グローバル多国籍企業、いわゆるアマゾンとかアップル、グーグル、フェイスブックと言われる企業、ほかにもスターバックスとかいろいろありますけれども、こうした世界各国で事業を展開する企業は、税率の低い国に利益を移転して税負担を軽減するということが問題になっている。これは御承知のとおりだと思います。

この租税回避は、法律に違反しているわけじゃないです。ですから、節税ということなんです。ですが、こうした国境を利用した節税は、いわゆる大企業と富裕層にしかできないことであります。普通の人とか企業ではもう全く手が届かない。つまり、国内で真面目にやっている人には税金を払わせて、そうでない人は節税が可能だ。これは少し状況としてよくないんではないかと思ふます。

この点について民間税調のメンバーからも、「パナマ文書が明らかにしているのは、結局、租税回避の「違法性」ではなく、「異常性」の問題だ」と指摘しておられまして、「このまま対策をしなければ、結局、国から出られない人や企業にばかり税金を払わせる非・民主主義的な税制度になってしまふ」、こういう警告も民間税調のメンバーからなされております。

こうした問題意識に基づきまして、具体的な税制のあり方について質問させていただきたいと思ふます。

特に、我が国の居住者が電子書籍を購入したり、お金を払ったりして音楽の配信を受ける場合、インターネットでサービスを販売するアマゾン等の海外の事業者からは消費税を徴収できず、紀伊国屋を初めとする国内業者との間に圧倒的な価格競争力の差が発生するという事態が長く続いてきたというのがこれまでで、この点につきましては、消費税法改正によりまして、昨年の十月より、海外事業者から、ネット経由でのサービス購入であつても消費税を徴収できるようになったと承知をいたしております。

これなんですけれども、どういう考え方でこの徴収を可能にしたというふうに我々は思えばよろしいでしょうか。その理論といましようか、その部分を教えていただきたいと思ふます。

○木原副大臣 鷲尾委員にお答えいたします。

平成二十七年改正前の消費税法制度では、国外事業者が行う電子書籍等の配信等は、サービス提供者が国外に所在していることに着目し、国外取引として扱われ、消費税は課されていなかったわけでありまして、この点については、問題意識としては、消費税が課される国内事業者との間で競争上の不均衡が生じていた。楽天には課税されるけれどもアマゾンにはされない、そういう不均衡、または、OECDにおいても、サービスの提供を受ける者の所在地において消費税を課すべきという方向で議論がなされてきたことなどを踏まえて、二十七年改正において、国外事業者が行う電子書籍の配信等において、サービスの提供を受ける者の所在地が国内にある場合には消費税を課すこととしたわけでありまして、

な、通常であればサービスの提供者が消費税の納税義務者となるが、国外事業者に消費税を課すに当たっては、国内でサービスの提供を受ける者が事業者、法人である場合には、我が国の執行管轄が及ぶ当該事業者、つまりこれは、サービスの受け手が納税義務者として申告納税することとしております。リバーサチャージ制度と言われているものであります。

一方、国内でサービスの提供を受ける者が消費者、個人である場合には、通常の取引と同様に、国外事業者が納税義務者として国内の納税管理人を通じてなどとして申告納税することとしていること、そういう理論でございます。

○鷲尾委員 そこで少し議論をさせていただきたいんですが、グローバルに展開する多国籍企業の租税回避が進む中、イギリスのナイジェル・ロビンソン貴族院議員、この方は一九八三年から八九年までサッチャー元首相のもとで財務大臣を務めた方でありまして、同氏がテレグラフ紙のインタビューで、法人税は主要財源ではなくなってきたという、これからは企業の売り上げに基づいたより柔軟な税を導入する必要があるとして、多国籍企業はみずから好きに選択した税管轄に利益を人工的に移転することができ、一方で売り上げは移転させることはできないんだ、こういう主張をされていまして、だから、売上税、つまり企業の売り上げをベースにした新たな課税の導入を主張されています。

こうした主張について財務省が承知をしているかどうか。また、海外の事業者から消費税を取れるようにした考え方というのは、こういう売上税の考え方と似ている面もあると思ふますけれども、この点、どうお考えになっているかということをお聞かせいただきたいと思ふます。

○木原副大臣 ナイジェル・ロビンソン貴族院議員の発言は報道で私も承知をしておりますが、その真意といまいますが、詳細まではまだ承知していない段階でございますが、御指摘の、国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税の見直しについては、OECDにおいて、我が国の消費税に相当する付加価値税に關し、付加価値の生み出される国で課税された上で輸出されれば、同じ市場の中で異なる税負担の商品やサービスが提供されることとなり、経済取引への中立性を損なうこととなるため、消費される国で課税されることが望ましいとされたことを踏まえて実施したものであります。

いずれにしても、基幹税である所得税、法人税、消費税により安定的に税収を確保すること、これが重要だと考えております。

○鷲尾委員 最後に、今、租税回避の問題を私は取り上げました。不公平な租税回避に対して本格的に日本は取り組んでいくんだということ、日本こそしっかりとそれは取り組んでいく、逆に、世界のその議論をリードしていくという気概があつてもいいと思ふんです。

最後、大臣にそこを、これまでの議論を踏まえた上で御見解をお示しいただいたらありがたいです。

○麻生財務大臣 四年前でしたか、五月の、バーミンガムシャーというイギリスの地方でG7の蔵相・外務大臣会議というのがあった。そのときは日本の円の独歩安というのがほとんどの各国の話題だったんですけども、そのときに日本の方から、俺は初めてこの席に出てくるが、中央銀行総裁は関係ない。財務大臣はこの二重非課税の話をはたつといっているというのはおかしくはないか。

少なくとも、今までは二重課税の話ばかりしているが、これは二重非課税になっているんだ。それに関して何もしないうろっパなんていうセンスは俺にはついていけない。これはどうするつもりにしているんだかぜひ聞かせてもらいたいと言ったのがそもその皮切りで、うわっと、早い話が日本の独歩安の話はどこかへ飛んじやって、もうそれだけでうわっとG6はそっちだけで集中して、一言も発言しなかったのがアメリカ。

やはりこっちは、それにやることによっていろいろな企業の分がもうかるのか、自分のところはより損をするのか、その分がちゃんときちんと自分のところに落ちるのか、まだ計算ができ上がっていないかと思っております。

しかし、これは日本が音頭をとって始めて、またまOECDの租税委員長が日本人の浅川という今の財務官だったために、このことも手伝って、日本が租税委員長として四年間やり、去年の十一月のG20でOECDを含めてこれに全員で賛成し、結果として、ことしの五月でしたか六月でしたか、京都で第一回のBEPSの会議をやらせていただいた、アメリカも含めて八十五カ国が人を出してきて、これは全部出して会議をさせていたいただきましたおかげで、少なくとも、これが今は各国別ずつと実質のあれが始まったところでもありますので、今のところは間違いなく日本がこれはリードしているところ、鷲尾さん、間違いないんだと思います。

これは合意をするだけでも大変でしたけれども、これをきちんと詰めていくには、施行させるためには結構時間がかかります、これはもうとてもじゃないけれども、私らみたいな漠然とした頭のやつじゃなくて、ちゃんと税理士とか計理士とかそういうのをきちっと入れたところで、各国プロを出してやるんだという話で、各国別にいろいろな話をさせるためのベースを今つくり上げつつあるということまで来ておりますので、世の中で言われているよりはるかに事は進んでおると思っております。

○鷲尾委員 時間が来たので終わらせていただきます。質疑通告してきよう質問しなかった分はまた別の機会にさせていただきたいと思えます。大臣、御協力ありがとうございます。

以上とさせていただきます。

○御法川委員長 次に、重徳和彦君。

○重徳委員 重徳和彦でございます。財務金融委員会初めて質問させていただきます。

本日は、社会保障・税の一体改革法の改正ということで、消費税の引き上げ時期を再延期するということについての議論であります。

もとをたどれば、この消費税増税の議論は、四年以上前、いわゆる与野党の三党合意のあたりから議論が固まってきたものでありまして、当時は民主党政権でもありましたし、今と与野党の関係も違います。

また、私自身も含めてですが、二〇一二年初当選組の多くの二期生の皆さんは、与野党とも、まだ議員でもなかったというような時期でありますので、この三党合意から始まりましてこれまで四年間の経緯も含めて、きょうは、麻生大臣は普通の大臣と違いますが、本当に与野党を超えた大局的な見地からさまたま御見解をいただきたいと思っております。

質問の前提としてちょっと確認したいんですが、三党合意の意義あるいは重みというものについて改めて私ども理解をしておきたいと思うんです。

麻生大臣、当時の三党合意、この意義、いまだにその意義というものがあつたのか、つまり、三党合意というのはまだ破棄されたものではなく続いているものなのかどうかも含めて、ちょっとそのあたりについて御見解をいただいてよろしいでしょうか。

○麻生国務大臣 世界の先進国の中で、税金というような最も議論のなされるような話を、少なくとも与野党で合意ができたという上で実行せしめたということは、過去に他国にはない。少なくとも皆さんの国より俺のところの方がはるかに民主

主義の成熟度合いは高いというのは、これ一事で証明している、そう思っていると言つて、それに反論した他国の財務大臣は一人もいませんから、そういった意味では、誇れる、立派な結果だったと思っております。

○重徳委員 そして、その合意というのは、今なお生き続けているという認識でよろしいでしょうか。

○麻生国務大臣 それに基づいて今日までいろいろ、それは部分部分いろいろあるんだと思いますが、基本は、その合意があつてこの消費税というのが成立したんだと理解しております。

○重徳委員 当時、三党合意、そしてそれに基づいて社会保障と税の一体改革の関連法が何本も成立をしたわけですが、当時の野田総理は、与野党の協力による決め切る政治、それまでは決められない政治というふうにならざるを得ないものに対して、決め切る政治なんだということをおっしゃっています。また、谷垣当時の総裁も、国の行く末を左右する政治案件で、与野党が合意を目指す舞台ができたというのは本当によかつたというコメントも残されています。

この合意に基づきまして、あるいは法律に基づきまして、二十六年四月、消費税は五%から八%へと引き上げられ、関連する社会保障の充実あるいは後世代への負担の軽減というものが実現をされてきたところです。

その後の経緯をもう少したどつてみたいと思うんですが、平成二十六年十一月十八日、安倍総理大臣が記者会見を行いまして、その三日後の衆議院解散を控えて、消費税の八%から一〇%への引き上げを延期するという話をされました。いわゆる七一九のGDP速報が残念ながら成長軌道に戻つていないというようなことも勘案して決定したということであります。

そこで、私は、今麻生大臣が言われた、世界に誇るべき与野党の合意に基づいた消費税増税、これに関しては、法律には景気判断事項があるというのはいちろん承知しておりますが、しかしな

がら、三党合意の経緯からすれば、政府・与党のみで判断するのでなく、合意のときは与党だった、しかし、平成二十六年十一月時点では野党となつておりました、今は民進党ですけれども、その当時、民主党に對しまして、延期をするということについて改めて合意をする、こういうプロセスを経るべきではなかつたのかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○麻生国務大臣 それは法律でありまして、税制抜本改革法附則第十八条の三項というのがありまして、景気判断事項なんですけれども、経済状況の判断状況から、景気を万全にする観点から判断したものと、いろいろなことが書いてあるんですが、三党合意でこの附則第十八条については、消費税の引き上げの実施等はその時の政権が判断することと完全にそっち側にしておりますので、まさにこれに沿つた対応をさせていただいたものであつて、民主党との協議を行う必要があつたというわけではないというように、ルールからするというふうになつておると理解をいたしております。

○重徳委員 法律はもちろんそうなんです。ですから、法律に沿っていないとは言いませんし、また、これは三党合意に基づいた法律附則第十八条三項でありますので、合意にも基づいているんだという説明は一定程度理解できると思っています。しかしながら、これは総理の平成二十六年十一月二十一日の会見、つまり、十八日に消費税の増税を延期するとおっしゃいました。そして、その三日後の二十一日に解散の会見がありました。その中でどう総理は述べておられますか。

「消費税の引上げ延期は野党がみんな同意してあります。だから、選挙の争点ではないといった声があります。しかし、それは違います。野党の人たちは、ではいつから一〇%へ引き上げるのですか。その時期を明確にしているという話を、私は聞いたことがあります。」というように、選挙の争点にしているわけですが、



ります安倍総理大臣の新しい判断というものが下されたところであります。その新しい判断とは何ぞやということについては、先ほどの御答弁が一応あるんですが、ちよつと中身は余りよくわからない。そして、先ほど麻生大臣御自身が、新しい判断という言葉に尽きるといったような話もありましたので、理屈じゃないというようなことがあるんだと私は受けとめております。

そして、六月一日の安倍総理の記者会見の議事録を見ますと、こう総理は言っています。「率直に申し上げて、現時点でリーマンショック級の事態は発生していない。それが事実であります。熊本地震を「大震災級」だとして、再延期の理由にするつもりも、もちろんありません。そうした政治利用は、ひたすら復興に向かって頑張っておられる被災者の皆さんに大変失礼なことであります。ですから今回、「再延期する」という私の判断は、これまでの約束とは異なる「新しい判断」であります。「公約違反ではないか」との御批判があることも真摯に受け止めています。このようにおっしゃっています。そして、参議院の、連立与党で改選議席の過半数の獲得をもって国民の信を得ることになる、こうおっしゃっているわけなんです。

しかし、印象も含めてですけれども、公約違反じゃないかという御批判も真摯に受けとめるなんて言いますけれども、しかし、公約に反して増税するんだつたら厳しいことになりませんが、公約に反して増税を延期すると言うんですから、その後選挙に臨むというのは、これは楽な話なわけですよ。言葉をたがえたという意味では突っ込みは入るでしょう。しかし、国民から反対論が物すごい勢いで出て突き上げられる、こういう状況にはなり得ない。まして、そのとき野党各党も既に延期すべきだと言っているわけですから、先ほどの一回目の延期と同じように、選挙の争点にすらならない話じゃないか。ですから、少しこれは、言うは言うけれども、それほどの語弊は、誤解を恐れず言えば、それほどのことではないというよう

なことになるんじゃないかなと思います。そして、改めて麻生大臣にお聞きしますが、このし六月一日にこのような新しい判断であるというのを安倍総理が言ったその時点においてもなお三党合意は生きているというふうに言えるんでしょうか。

○麻生国務大臣 別に、破棄するという話でもありませんが。繰り返しますが、先ほども申し上げましたように、消費増税というか、税率の引き上げを予定どおりに実施するかしないかというところについては、これは時の政権が責任を持つて判断すべきもの、いわゆる附則十八条、そういうことになっておりますので、その判断の内容につきましては、御党を含めまして各会派にあらじめ協議を行うということは、必ずしも必要なものではないと私はそう思っております。

いずれにせよ、この消費税率引き上げの延期というのは、国会での御議論というものを得た上で法律改正によつてこれは決定されるものですから、特段の御意見があるのであればその場で御意見を述べられる党もいっぱいあると思いますので、そういった意味では、私どもとしては、協議というものに関しては先ほど申し上げたとおりであります。

○重徳委員 政策論じゃなくて、少し政局的なお話をさせていただきますが、三党合意は、破棄されたと崩壊したということはおっしゃらないわけですから、基本的に生きている、そういう認識でおられると思います。

ことし六月のころを思い出しますと、世の中あるいはマスコミは、伊勢志摩サミットにおいて各国の首脳との間で世界経済が思わしくないという話をした上で増税延期を決定して、そして衆参ダブル選挙を安倍総理は打つんじゃないか、こういうことを論調として言っていたわけですね。

そういうものを、やはり政治家のさがというものもあるんですが、政府・与党がそれを打ち出す前に、野党は、経済の状況も踏まえつつ、やはり選挙において政府・与党に先手を打たれたく

ないという思いもあって、この増税延期というものを先に打ち出した。こういう状況の中で六月一日を迎えたということだと私は思うんです。

五月十八日に党首討論で岡田代表が、今回は消費税増税を延期すべきということを初めて明言されました。その後の六月一日に総理も同じ主張になったわけですから、これをもって、主な政党はみんな延期すべきだというふうにそろってしまっただんですね。

残念ながら、日本の政局、日本のみならず政局というのはこういうものなのかもしれないけれども、こういったことによつて消費税増税が延期されることになってしまう、非常に大きな影響を受けるということについて麻生大臣はどのようにお考えですか。

○麻生国務大臣 税というのは、極めて、国民の暮らしを支えるという意味においては社会保障の根源ですから。そういったものでは、消費税についてはいたずらに政局化するべきものではないというの、基本的な考え方として、国会議員としては持つておくべき矜持の一つだと、私はそう思いますけれどもね。そういった意味では、問題意識として私は共有いたしますけれども。

したがって、こういったものは三党の真摯な話し合いを経て、結果として、三党合意というのができた結果が今日のこの消費税の話なんだと思っておりますので、こういった問題をいろいろな意味で、長期的な話で、税金というのは一過性のものではありませんが、そういった意味では、きちんとした話をして、誰かが責任を持つてこれをやつていかないかぬということだと思っております。

いずれにしても、消費税率というものを引き上げるといふことを与野党合意でなされたというのは、これは極めて大きな、歴史的なことだった、多分、後世評価されてしかるべき判断だった、私はそう思っておりますので、私どももいたしましては、八%をやつてさらにという意見と、今はそうではないという意見と分かれたという現実に合

わせて、多くの方々の意見を聞かれた結果、今は延期をすべきだという結論に関しては、全党がほとんど合意をされたんだと思っております。

○重徳委員 私は、麻生大臣がおっしゃるように、消費税増税、政局化するべきではない、それはそのとおりだと思ふんです。そして、三党合意は、そのためにも非常に後世からも評価される合意だったと思います。しかし、合意がされたことだけでその後延期延期では、後世から評価されることにはなりません。だから私たちは、ここで改めて議論をして、本当にこれでいいのかということを実際に審議をしていかなきゃいけないと思つてゐるんです。

それで、その意味で、あえて我が党の前代表の会見を少し引用をしたいと思ふます。退任をされるときの九月八日の岡田克也代表のコメントです。「私としては消費税の引き上げ先送りは本当にしたくなかつたですね。しかし、今の経済状況ではやむを得ない。もう一つは、安倍総理が引き上げ延期を選挙のテコとして使つてくる。総選挙もそうだし、今度の参議院選挙もそうですね。そのことはわかつていて、やはり我が党の議員を守るためにも、私としては先送りを言わざるを得なかつた。しかし、そんなことがいつまでもできるはずはないわけだ」云々とおっしゃっています。

これは、非常に正直なコメントだな、岡田さんらしいなということ言われるかもしれないけれども、こういうふうにと考えると、理屈は理屈になつていないような理屈で、新しい判断と言わざるを得なかつた。その六月一日の会見においては、参議院選挙への影響を考えると安倍総理大臣の頭には引き上げという選択はもうなかつたんじゃないか、選挙前であるがゆえになかつたんじゃないかと振り返つてみて思ふんですが、麻生大臣はいかががお考えですか。

○麻生国務大臣 社会保障と税の一体改革というのが一番の消費税引き上げの背景です。したがつて、消費税で増税された分につきましては、その全額を社会保障、介護、医療保険等々社会保障に

全額突つ込むということになっておるわけですから、少なくとも社会保障とかそういうことに、いわゆる社労族としてお詳しいと思われる安倍総理の中に、この消費税を上げなければそれによって約束してあるいろいろなものができなくなるということは十分に頭の中に入っておられますから、少なくとも、そういったものを考えて引き上げることを考えていないというのは一方的な分析じゃないか、私にはそう見えます。

○重徳委員 基本的には想定内のお答えなんですけれども。私は、やはり、建前と言いつつしてしまつては失礼なかもしれませんが、おっしゃることを本当に実現するために、政策はもろろん正しいと信じていることを進めなきゃなりません、政局も含めて考えて、与野党で知恵を出していかなければ、消費税増税というのはなかなか実現できないんじゃないかなというふうに思っています。そして、これで合わせて四年間引き上げ時期が延期されるわけですが、その分だけ将来にツケが回っていくわけでありませう。

その意味で、先ほどから、この場においては私の一方的な主張になっておりますけれども、しかし、恐らく、多くの委員の皆さんそして世の中は、やはり選挙、政局というものがあつて今回の消費税増税の延期というものが進んできているということ、それは、誰もが認めざるを得ないことだと思つてます。その意味で、そうした選挙の事情を乗り越えるための私どもの知恵というものが三党合意だったはずだし、これからもその精神にのっとり、これは国会の国対とか議連の場を含めてであります、しかし、テーマはこの財務金融委員会、テーマでありますので、これを我々はあらゆるレベルで政策推進に向けて邁進するべきではないか、このように思うわけでありませう。

今度の一〇％に引き上げという時期は、三十一年の十月ということでございます。安倍総理大臣も三期目に入ることができれば、その判断をするのも安倍総理大臣ということになるのかもしれませんが。プライマリーバランスの黒字化の期限が

三十二年でありますので、もうそれ以上の延期はできないはずであります、しかしながら、まださまざまな事情で、またさらなる新しい判断が出てくるのかもしれない。そういったことについて、もうこれ以上の先送り、延期はできない、できるはずがないと私は思いますが、麻生大臣、いかがでしょうか。

○麻生国務大臣 我々も、消費税というものをさらに先送りするということは、社会保障と税の一体改革がなかなか事は進まなくなる、今約束していることももちろんのことですけれども、それを赤字公債を発行してやるつもりはありませんから、そういった意味では、延期ということとは社会保障の実現がおくれる、まずそれが第一点。

また、プライマリーバランス、いわゆる基礎的財政収支というものを、我々は半減目標というのを掲げてここまで来て、一応、絶対達成しませんという予想を裏切つて達成することができましたのは、我々としては大変よかったと思つておりますけれども、これをチャラにするところまで持つていかぬと日本の財政というものは健全化していく緒につきませんので、今、新規国債発行額を十兆円減らしたといえ、金利分がふえていられるわけですから、そういった意味では、我々としては、きちんとしたものをするためには、プライマリーバランスや基礎的財政収支をゼロにしていこうというところまで含めまして、これはこの内閣に与えられた非常に大きな目的であります。

それを達成するために、やはり、消費税増税、消費税率の引き上げというのはこれは避けて通れぬ。ほかのものがよほど景気がよくなるとか、何か極端なもので税収がふえるとかということでも起きない限りは、これはなかなか難しいという感じがいたしますし、人口構成が急激に変わるとも思いませんから。

したがって、今の状況では、やはり消費税増税というものは避けて通れないと思つておりますので、今申し上げましたように、我々としてはきちんと、次回、二〇一九年には消費税の増税とい

うものはやりたいと思つております。

○重徳委員 しかしながら、やりたいと大臣今おっしゃいましたが、今のよう状況が続きますと、平成三十一年十月の引き上げですから、恐らく、判断するのは平成三十年の秋ごろだと思つてますが、その時点において今と同じ状況であれば、要するに、与党も野党も、自分らが引き上げると言つて相手が延期だと言つたら選挙は戦えない、こういう心理が働くわけで、その意味で、与党も野党も一致して、この三十一年の十月は引き上げるということで合意を改めてするという知恵を働かせたらどうかと私は思ふんです。

改めて、同じことばかり聞いているようでありますが、三党なのか何党なのかわかりませんが、でも、与党、野党で、少し先のことでありますが、三十一年十月に引き上げるといふことについて、国会においてですけれども、ですから大臣が直接その責任者としてお答えになる立場ではないかもしれませんが、今お考えのことを最大限述べていただくことはできませんでしょうか。

○麻生国務大臣 国会に來られてしばらくたれておられますので、役人とは違つたので、このルールもおわかりだと思つて、その上で聞いておられるんだという前提で答弁しますけれども、

少なくとも、役所が考えている、自治省が考えたから法案が通るなんというふうなことではない、財務省が考えたから法案が通るわけでもないのです。与党が、野党がある程度合意を得るといふその場が国会対策であり、議連であり、というものをきちんと手続を踏まないといふ事は前に進んでいきませんので、今のお話ですけれども、麻生が言つたからと一存で決まるような、そういった、帝国議会でもありませんし、議院が一応ありますので、きちんとした手続を踏まなければ事は進んでいかぬというのは現実ですから、ぜひその点も踏まえて、今後ともこういった話はいろいろ丁寧な議論というものを各党の間でしていけるという必要があると存じます。

○重徳委員 時間も迫つてきておりますので、一

つ、民進党の代表選挙のときに玉木雄一郎議員がこども国債というものを訴えておりました。こども国債について少し御見解をいただきたいと思ひます。

増税、今回は延期しました。本来、消費税を充てるべき子ども・子育て支援新制度の施策があるわけなんですけれども、これについては、何とかいろいろところから財源を引っ張つてきて支障がないようにする、このような方針であると聞いておりますが、これもこれで、何だ、財源はあるんじゃないか、その分は引き上げる必要はそもそもなかったんじゃないかという議論も呼びかねません。

ですから、消費税を上げるのは延期しながら財源を何とかする、そういう論法で社会保障制度をこれから進めていくというのは、やはり論理として破綻していくものだと思います。ですから、やはり、一言で言えば、安定財源を確保する必要があると思ふんです。

とりわけ、社会保障といっても、子ども・子育て分野と年金、医療、介護分野があるわけでありまして、特に財源不足の部分、金に色はありませんで、建設国債以外は全部赤字国債で賄つていられるわけでありまして、その中でも、子ども・子育て、あるいは教育、どこまで充てるかというのは制度設計もできていないので何とも言えませんが、いわゆるこれは一般国民感覚からして、将来投資に充てるべきであるという財源については、こども国債という枠組みの中で財源調達をして、そこは消費税増税が先送りされようといふと何であらうと国債をもつて賄うことができる、このようにな仕組みをつくつてはどうかと思ふわけです。

そして、主に高齢者を対象とした財源については、それはまさにその年の税収をもつてその年に使うという一般的には施策でありますので、その意味で、消費税といった税収確保の策がおくれれば、まあ少なくとも子供たちには影響を与えない、こういった新しい財政の枠組みを考えていくべきではないかと考えているんですが、麻生大臣のお

考えをお聞かせください。

○麻生国務大臣 おっしゃっていることは、赤字公債をこども国債と名前を変えろというだけの話で、言っている内容は、裏づけのない借金をするという点においては、名前が違ふ以外は言っておられることは同じだと思ひます。

私どもは、やはり、その国債を返済されるのは将来の子供が返済することになっていきますので、そういった意味では、いわゆる特定財源というのは建設公債のような裏づけがないというようなものだと、基本としては資産の形成に資することになりませんので、子供を資産だということにお考えになってそう言っておられるのか、ちよつとそこところは理解がよくできていませんけれども、いわゆる建設公債とこれは全然種類が違ふ話なものですから。

少なくとも、後の世代に費用負担を求めるということでは同じでありますので、そういった意味では通常の赤字国債と同じことだと思つておりますので、この種の名前を変えて新しい公債を発行することにつきましては、我々はより慎重であらねばならぬ、そう思つております。

○重徳委員 これで終わりますけれども、社会保障財源は本当に多くの人たちが心配しているところでありまして、それも一くくりで足らざる部分は今現在赤字国債で賄つてゐるわけですから、そこを少しでも納得感のある、国民の理解を得られる財源構成にしていこう、こういう議論でありますので、引き続き党内でも議論させていただきますが、これからもよろしく願ひいたします。以上です。ありがとうございます。

○御法川委員長 この際、暫時休憩いたします。  
午前十一時四十六分休憩

午後二時十五分開議

○御法川委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。  
質疑を続行いたします。古本伸一郎君。

○古本委員 民進党の古本伸一郎でございます。連日の御対応、大臣を初め政府の皆さん、お疲れさまでございます。

午前中の審議で三党合意の話が随分出ておりましてけれども、きょう、その当時の原本の写しを持ってまいりましたので、委員長のお許しをいただいてお配りをいたしております。

今、野党も各党いらつしやるわけでありまして、この三党という言葉は、理念なり哲学、さらには政策が一致するのであれば、当然四党でも五党でも私はいいと思ひますけれども、当時、将来世代に借金をツケ送らないんだ、社会保障の財源をきちつと確保するんだということで消費税の税率引き上げの合意に至れた当時の三党であつた。その意味で三党合意ということに言ひかけて御理解をいただきたいということを冒頭申し上げておきたいと思ひます。

実は、この三党合意が生きてゐると私も信じていますし、実はこの一番後ろに当時のサイン、このときサインした筆を私は家宝として今でもとつていますけれども、このサインをされたのは、自由民主党は亡くなられた町村信孝先生、公明党は斉藤税調会長、私どもは民主党の藤井裕久先生であつたわけでございます。

亡くなられた町村信孝先生は、合意に至つたこの日の夜の、もう未明の共同記者会見で、議会制民主主義において与野党が租税の引き上げについてどういった形で合意したというのは、世界に類例のない画期的な第一歩であるという趣旨の会見をなさつたことは、私は胸に深く刻んでおりますし、議会の人の端くれとして、誇りであります。

この精神が今も受け継がれてゐるということが午前中の審議で麻生大臣からもありましたので大変うれしかつたわけでありまして、また、その後に変更されてこられた諸先生方もおられますので、事あるたびに、このことは歴史の事実として申し上げる責任が当時の事務局の一人としてあるんじゃないかなというふうに思つてゐます。

ちなみに、自由民主党の町村先生のそばで事務

を担当されていたのが、現在の税制調査会長の宮沢先生であります。

つまり、関係者は、少なくとも当時の議論を受け継ぐことができる人間はそれぞれのハウスに今もおるわけでありまして、ぜひこの議論は、当財務金融委員会あるいは関係する総務委員会を初め関係委員会を受け継いでいく責任があるんだらうなというふうに思つております。

その際、第七条、一ページをごらんいただきますと、実は、低所得者対策で当時議論したのは、給付つき税額控除もしくは軽減税率、今で言う軽減税率、当時は複数税率と呼んでおりましたけれども、これを併記したというのが、これまた画期的な合意事項だつたと思うわけでありまして。実はこの後、これは法律事項として書き込んでおりますので。

手前どもは、この給付つき税額控除がいわゆる逆進性対策としてはすぐれてゐるという立場を今も崩していませんけれども、当時、多くの同僚議員が、与党でしたから百人、二百人の大変大勢の議員が税調総会に駆けつけて、連日連夜の議論の中で、実は軽減税率の方がすぐれてゐるという論陣を張る議員、同志もたくさんいたんです。その皆さんに、実は、お金持ちがビフテキを買つても軽減されるというのはおかしいじゃないか、松阪牛を買つても神戸牛を買つても軽減されるといふのはおかしいじゃないかということ随分言いました。財源もかかるという話も言いました。その際、この給付つきが大変難しいなという物言いが他方で指摘を受けた第一の理由に、所得の把握ができないということがありました。

きょうは財務省にお越しをいただいておりますけれども、現在、この所得把握という課題について半歩でも前進したのではないでしようか。

○星野政府参考人 お答え申し上げます。

古本先生から、給付つき税額控除の関係で多少でもその前進があつたのではないかと御指摘がございました。恐らく、マイナンバー制度の導入により、以前よりも正確な所得の把握が可能に

なつてゐるのではないかと御指摘かと思ひます。

確かに、マイナンバー制度の導入により、以前よりも所得把握がしやすくなる、名寄せ等も含めてそこはやりやすくなつてゐる面があるのは確かでございます。

ただ、逆に限界もございまして、マイナンバーが導入されたからといって完全な所得把握ができるかといへば、そこはまだ課題が多いのではないかと御指摘をいたしております。

○古本委員 めくつていただきますと、次の二ページに簡素な給付措置というのを書いてゐるんです。現在、制度として歳出でとつていただいている簡素な給付措置。実はこの給付つき税額控除、いわゆる税戻し、あるいは軽減税率が導入されるまでの間は、この簡素な給付措置で低所得者の皆様にいわゆる痛感緩和しようということに生じてゐるわけでありまして、実は、これも有力な選択肢なわけでありまして。

つまり、今回の抜本改革法、通称で言わせていただきますと、消費税延期法案の中には軽減税率を大前提とされてゐる。この三党合意の精神が生きてゐるのであれば、やはり給付つき税額控除も、もつと言へば、簡素な給付措置だつていいんじゃないかというオプションはやはり併記をしながら議論を進めなければ、なかなか私たちはついていけないという問題意識をまず指摘しておきたいというふうに思ひます。

きょうは総務省もお越しをいただいております。自治財政と自治税務にお越しをいただいております。今回、実質的に二年半先送るわけでありましてけれども、この間の得べかりし税収は幾らぐらになるんですか。

○開出政府参考人 お答えいたします。

地方消費税の税率一・七から二・二％への〇・五％の引き上げに伴う収収は、平年度で約一・四兆円と見込んでゐるところでございます。税率の引き上げが二年半延期になることを踏まえ、仮に、これに二・五を乗じることにより単純

に計算いたしますと、約三・五兆円となります。

○古本委員 では、この三・五兆円は、恐らく消費の多い地域とそうじゃない地域とで少し偏在性はあるでしょうけれども、恐らく、いわゆるシェア率、中で調整されれば案分されるんじゃないでしょうか、特に影響の大きい、あえて歳入欠陥という言い方をしているんでしょうか、この歳入欠陥をする自治体は、ある意味ワーストファイブというんでしょうか、上位五つというのとはどこになるんでしょうか。

○開出政府参考人 先ほどの三・五兆円につきまして、各都道府県の地方消費税の現時点における清算基準で仮に機械的に計算いたしますと、多い順に、東京都約四千九百億円、大阪府二千六百億円、神奈川県二千三百億円、愛知県二千億円、埼玉県千六百億円となります。

○古本委員 では、その歳入欠陥した分はどうやって各都県は手当てされるんでしょうか。

○池田政府参考人 お答えいたします。

地方税収、地方の減収につきましては、地方消費税、そしてまた地方交付税の法定率分の減収があるわけでご覧いただけますけれども、消費税率の引き上げ時期の延期に伴いまして、予定されていた引き上げ分の地方消費税等の歳入が得られなくなるわけでご覧いただけますけれども、地方団体が地域に必要な行政サービスを提供しつつ安定的な財政運営を行えますよう、年末の地方財政対策におきまして、地方交付税を初めといたします地方の一般財源総額をしっかりと確保できるように取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○古本委員 交付税ということは、交付税の出どころは税収でありますね。

他方、地方債は発行しないんですか。臨財債、地方債で手当てということはないんですか。

○池田政府参考人 お答えいたします。

一般財源総額をしっかりと確保するということがございます。一般財源の中には、地方税、地方交付税、そしてまた臨時財政対策債といったものが

ございます。

いずれにいたしましても、地方財政対策におきましては、歳入歳出をあわせまして、全体として地方財政が安定的な財政運営を行えるよう確保するということでございまして、そうした中でしっかりと取り組んでまいりたいということでござい

ます。

○古本委員 今は交付税を言われましたけれども、資料をいただいていますけれども、いわゆる不交付団体は全国で七十七、七十六市町村と一県がございまして。当然、県は東京都だと思えますけれども。この七十七については、得べかりし税収は地方債を起債するしかないんじゃないですか。利回りは幾らですか。地方債の利率は幾らですか。これは誰が返すんですか。

○池田政府参考人 お答えいたします。

地方債を調達する際の利率につきましては、当然、そのときの金利情勢などによって変化いたしますが、ちよつと今は直近のものは手元にござい

ませんが、今の金利の低い状況の中で、〇・一％とか、そういった数値だったかというふうに存じております。

○古本委員 今はコンマ一という話がありましたけれども、ただでさえ、財源という意味で、オリンピックのスタジアムを建てるのにも非常にセンシティブに今は東京都もなっておりますので、借りなくともいい借金を新たにしないといけないわけですね。不交付団体ですから交付税はもらえない。

つまり、総務省、御省は、今回の先送り当たり、省を挙げて先送ってはならぬという努力をされたかどうかなんです。全国六団体の会合、あるいは市長会、知事会、さまざま、先送りが決まった後に、せんだつての会議等々でも財源措置を頼むと書いていますよ。それは誰だつて首長はそう言いますよ。先送る前に、予定どおり上げなければ、全国約千七百ある市、町では、介護の充実や子育ての充実やらさまざま、消費税の税率が

一〇％になる前提で、場合によっては総合計画を書きかえた自治体もあるかもしれません。入ってくるはずの財源が二年半先送られるというのは、自治の当局としては大問題であるということとをどれだけ言ったかということなんです。

きょう、麻生大臣もいらつしやいますから、言いたいことがあるのなら今言つたらどうですか。予定どおり上げるべきだつたんじゃないですか。

○開出政府参考人 総務省としてのということでございますが、引き上げにつきまして総務大臣が五月の参議院総務委員会において答弁している内容でございますけれども、「消費税率の引上げというのには、社会保障制度を次世代に引き渡していく責任を果たすということとともに、市場や国際社会からの国の信頼を確保するためにも必要なことであると考えています。」ということを答弁しているということでございます。

○古本委員 委員長、ちよつと前後しましたけれども、私、通告の二日前主義というのを何とかやりたいと思つていて、前、内閣委員にこの二年ほど行つていた間に、井上信治委員長にお取り計らいを當時いただいて、うちも泉筆頭理事を中心に、野党とはいへ、できるだけ二日前通告しようというのではあつたんですが、ちよつとにわか

かに指令があり、きのうの朝早い時間にできるだけ通告しようとしたんですが、その心は、やはり領域通告をするだけですが、多分、税が当たるのか計が当たるのか理財が当たるのか、これで待機解除になるんですね。だから、きょう言わなきゃいけないような理事がいなくて何ですけれども、こつちも野党側がいらつしやるので、物すごく激突している何かがあるのならばそういうことはなかなか平和的には言えないかと思つて、ですから、井上信治筆頭でいらつしやるので、ぜひ当委員会もそういう文化が育まれるといいなというふうに思つておりますので、うちの理事には私からも言つておきますよ。

それで、実はこの話は総務省には私は言つてあ

りますよ、利率の話も。だから、にわかにはわかりませんとかと言われると何かすごく私も悪いことをしているような気がしますので、通告はしてありますし、同時に、実は総務省として大臣がどういうやりとりを麻生大臣と当時したかということも含めて問題意識はありますけれども、委員会の運びの話はまた次回に理事間でぜひお願いしたいと思ひますが、議論を進めます。

要は、地方の財源確保という意味からいへば、予定どおり消費税率を一〇％に私は上げるべきだつたと思ひますよ、この観点からも。地方の財政調整機能を極めて偏在性のないレベルにできる財源というのは、消費税以外にないですよ。この消費税率の財源をぜひ充てなきゃいけないという議論のそのさなかに、あろうことか、法人住民税の引上げみたいなことで少しお茶を濁そうということを考えていたわけでありませぬ。

今回、法人住民税の引上げも二年半自動的に延期されると延期法案の中に入っていると承知しておりますけれども、今回引上げられる自治体は全体でどのくらいあるんですか。そして、影響額は何億円ぐらいあるんですか。

○開出政府参考人 平成二十八年改正法におきまして地方法人課税の偏在は正措置でございましてけれども、これは、地方消費税率の引き上げによる不交付団体の増収が財源超過額の増となるということと、地方団体間の財政力格差の拡大につながるというところを踏まえまして、法人住民税法人税割の一部を国税化しまして、その税収金額を地方交付税の原資とするということとあわせて、法人事業税交付金を設けまして、市町村の減収を補填するなどの措置を講ずるものでございます。

この措置におきましては、ほとんどの市町村は、地方消費税交付金の増や法人事業税交付金の新設による増収が法人住民税法人税割の減収を上回つて、全体として地方税源が充実するという形になります。

個別の団体への影響額ということでございますが、地方自治体の法人住民税法人税割の税収構造

はまちまちでございまして、個別に特殊な増減収の要因もあるというふうに考えられることから、具体的な減収となる団体ということについては、総務省としてはお示しすることとしておらないということでございます。

○古本委員 ちなみに、代替案として示されているのが、同じくこの歳入欠陥になる、いや、これは何か悪いことをした自治体じゃないんですよ。企業を立地したり、さまざまな設備投資を促したり、インフラを整備したり、インターチェンジを一生懸命つくっていただいたり、そして、大変産業を立地し、結果として法人税の寄与度が高い自治体に発生することなんです。

その自治体が何のいわれもなく歳入欠陥になり、実は私の地元では、百億、平年度で歳入欠陥になります。これを市民一人当たり置きかえたら数万円です。この話を自治体の何かの会合で話したら、どよめきますよ。百億と言ったらびんときませんけれども、市民一人当たり幾ら召し上げられると言ったらどよめきます。

そして、その召し上げた税が、残り千六百幾つの交付団体、かつ、そういう産業立地のない、法人住民税の寄与度の低いところに行くんです。行くんですが、それを平均すると、大体どのぐらい行くんですか。

○開出政府参考人 先ほど申し上げましたように、今回の措置というのにつきましてはほとんどの団体で税源が充実する形になるということでございますが、御指摘のように、今回の措置におきましても減収となる団体が出てくるということでございます。

そのため、法人事業税交付金は各市町村の従業者数を基準に交付するということといたしております。また、各市町村の産業の集積度合い、すなわち税源涵養努力が反映される制度としているほか、法人事業税交付金の導入におきまして、法人住民税法人税制の税収減の影響を緩和する経過措置を設けるということとしてございます。

交付団体と不交付団体の調整につきましては、

交付税全体の中で措置されるということでございしますので、具体的な金額についてはお答えすることができません。

○古本委員 要は、単純に暗算したら、恐らく何千億も召し上げるわけじゃない。かき集めて数百億でしょう。それを千六百の交付団体にきれいに配分、ばらまいたとしても、シェア率を入れたっていいですよ、それを入れたところで、恐らく一千万あるかないか、数千万のオーダーですよ。その数千万のオーダーの財源が来たからといって、喜ばれるかどうかなんです。ああ、これは東京都が召し上げられたおかげでここに来たんだとみんなが喜ぶかどうかなんです。

つまり、交付税制度がそろそろ限界にきているんじゃないかということを、地方の財政調整を議論する上で、消費税を先送るんですから、こういう議論もきつかけとして私は大いに総務省はやるべきじゃなかったのかなというふうに思う。つまり、小手先のことで抜本的な財源確保にはならない、小手先のことで国家百年の計に立った議論にはならないということを申し上げておきたいというふうに思います。

いずれにせよ、頑張った自治体が何やら召し上げられるというのはもう余りやらない方がいい。絶対にやらない方がいい。そこは起債するしかないんです、不交付団体ですから。交付税をもらえないのならもらいたいですよ。これは余りにも不公平です。そこに住んでいる、法人のみならず個人も住民税を納税していますから、私も。会費制のもとに取るのがそもそも地方税の原則じゃないですか。地方税というのは会費制原則でしょう。どうなんですか。もう、はいかいいえだけですね。うん。答弁が長い。

○開出政府参考人 地方税の性格にはいろいろなものがございすけれども、地域社会の会費的性格を帯びた税であるということは間違いないでございます。

○古本委員 つまり会費制なんです。私は、自分の町に住んでいる会費と思つて個人住民税を納め

たのに、それがどこかに行つてしまふという感覚を持たざるを得ませんね。なぜなら、法人住民税というのは、そこで働く人、あるいはそこで経営される経営者の皆さん、皆さんの総合努力で法人住民税という形で納税しているんですから。

これはもうこういうやり方はやめた方がいい。それより、堂々と消費税を上げて、財源のない自治体も含めて、シェア率をきちっと充てて割り振ればいいというそれだけの話です。その議論から逃げておいて、こんな小手先の話でお茶を濁そうとつて、ゼロの数が三つか四つ足りませんよ。よく指摘をしておきたいと思います。

同じような話で、消費税を先送った原因が、午前中の議論でもありましたけれども、非常に私も言つていて半分の私のは、当時の私どもの代表である岡田さんもQTで先送りを提言していますから非常に心中複雑ですけども、経緯は申し上げたとおりなんです。

こういう経緯の中で、似たような話がまたぞろ起こりそうなる感じがします。主税局にお尋ねします。配偶者控除です。

もとより配偶者控除は、私は持論はきょうは言いませんけれども、その廃止に当たっては、賛否両論ある、真つ二つに分かれる議論がございす。当時、与党のときも、このマル配控除、いわゆる配偶者控除は大変議論が分かれた項目の一つであります。

家事労働の評価というのをどう考えるか。専業主婦の家庭における頑張りの評価、あるいは、その配偶者控除を倒した場合の財源を何に使うか。あるいは、子育て世代の方あるいは子育てが終わった方、場合によっては不妊治療されている方、それぞれ配偶者控除に入っている人が倒された場合、到底納得いかなという話はもう目に浮かびます。

そのときに、あまねく全員が難しいにしても、大多数の人がなるほどなと思える使い道を指し示した上で、この配偶者控除の議論というのは大いに可能性はあったと私は思うんです。

現在の配偶者控除の議論の状況についてお尋ねします。

○麻生国務大臣 これはもう今に始まったことじゃない、結構昔からこの配偶者控除の話というのは出ていたと記憶をしますけれども、いろいろ今は報道がなされていますけれども、現時点で、配偶者控除に関する方法、廃止、見直し等いろいろ出ていますけれども、決まった方針があるわけでは全くありません。

この見直しについては、家族のあり方の話とか働き方の話とか、国民の価値観に深くかわつてあるところでもありますので、これは幅広くかつ丁寧な議論がなされないかぬということで、この問題に関しては、政府の税調や何やらはもちろんのことですけれども、いろいろなところでこの議論がなされておまして、この間も政府税調等々でこの話をさせていただいておりますけれども、引き続きこの話は、ちよつと今はわあつとなつていてこの話を、はい、ではこの程度でやつていこうというような簡単な話じゃないのであつて、働き方に関係しますし、価値観にも関係しますし、これは物すごく難しい問題だということとで、いろいろな方の御意見がまことにまちまちだったので、議論を聞いていながら随分いろいろ御意見があるんだと思つて非常に参考になつたぐらいでしたので、少々時間をいただかなければ答えがなかなか出せぬものだと思っております。

○古本委員 巷間言われています百三万円の壁というのは、やはりあると思つてます。特に、中小事業者に関したら、年末の出勤調整に入つちゃつて、ピンチヒッターを雇わなきゃいけない、二重のコストだという悲鳴がよく聞こえてまいります。他方、専業主婦世帯の皆さんでも、ちよつとパートに出ているという方からしたら、百三万円というのは、ある意味、ほどよい湯かげんであるという方もおられます。

まさに、家族観、家族のあり方、女性の働き方、女性とは限りませんが、専ら女性の働き方は大変大きなテーマであるからこそ、今大臣が答えてく

ださったので、麻生さん、やはり選挙の風が吹いたから引つめるんじゃないかと、むしろ選挙で問うべきテーマなんじゃないでしょうか。

この間何十年も温めてきて、実はこれ、八百屋さんの奥さんの家事労働をどうやって評価するかというところから、三十年代、拡充してきた歴史的背景もございいます。もう今や大多数の女性が仕事を持っていて、何らかの形で社会に出ておられる。他方で、何と半数の女性が配偶者控除を受けておられる。つまり、制度の狙いが実は実態にミスマッチになってきているんじゃないかという意味では、むしろ機は熟しているんじゃないかというところさえ思うわけであります。

消費税の先送りを判断されたという意味では、手前どももそういう意味では実に責任を感じつつ、こういつた骨太な、しかも基幹三税です、所得税ですから、基幹三税の話こそ選挙で問いかけるべき、各党がかくあるべきという働き方を問いかけるべきテーマだと思ふんですけれども、もう一つ尋ねてから、最後、大臣に答弁を求めたいと思います。

もう一個は、消費税先送りによる国の方の歳入欠陥、大体これは幾らくらいになるんですか。とあわせて、子ども・子育て分野の充実分というのは大体幾らくらいか。

○星野政府参考人 お答え申し上げます。

国税分についての消費税率引き上げ延期による税収への影響でございます。

国税分につきましては機械的に平成二十八年年度予算をもとにして平年度ベースで試算いたしますと、消費税率の引き上げ延期によりまして約四・一兆円の減収ということになります。あと、軽減税率の導入の延期によりまして約〇・八兆円のむしろこれはプラスということになります。

これを二年半分ということで、それぞれ二・五倍、機械的に試算いたしますと、消費税率の引き上げ延期によりまして十・二兆円の減、軽減税率導入延期により二兆円の増というふうに見込まれます。

○麻生国務大臣 今のもう一点の話、選挙のあるなし、これは関係ないですよ。基本的にはこの話は、私どもがもう大分前に提案したのは、私どもの役所の中で俺が最初に提案した話ですから。考えるとおかしいだろうが、大体、昔は亭主一人で専業主婦という前提でつくっていく四人家族が、現代、実際問題としては、夫婦二人で四百対二百とか三百対二百とかいろいろ人によって違うんでしょうけれども、そういったところのものを前提にして考えないと、家族の構成自体の所得が違っているんだから、前提を考えないと全然おかしいんじゃないかということから始まって、そういった物すごい意見が出てきた。

ちよつと短期間じゃいかぬなと思ったものですから、継続審議みたいな形で今やつと始まったところであります。

○古本委員 配偶者控除は、逆に私どもも、ではどういう考えだというのをきちつとまとめていかなきゃならない。お互いに議論を深めるテーマだと思ひます。選挙で問うということでは、私どもも逃げずに、廃止する場合ははっきり言つてこれは増税ですから、お互いに、その使い道も含めていろいろ議論をするべきテーマだと思ひます。

さつきの話に戻るんですけれども、恐らく子ども・子育て分野の充実分というのは、〇・七兆円がいわゆる一対四の配分だったと思ひますので、充実分の一のうち子ども・子育て分野は〇・七兆円、当時の当事者ですから、忘れもしない数字です。それから大体覚えていますけれども、つまり七千億なんです。

今は高等学校の無償化を、大臣、当時、手前どもがやったときに、忘れもしない、連日連夜の予算委員会で、無駄遣いするなと当時の自公の先生方からばり雑言、やじをたくさんいただきました。この高等学校の無償化。

でも、私は、政権交代の一つの果実だったと思ひのは、今、御党の中でも、自民党さんの中でも、幼稚園の無償化という話が少しあるというふうに

聞いています。一方で、所得からいえば、やはりフルタイムで働いておられる、保育園、こども園に通園させている御家庭こそ、無償化してあげたらか計費が助かるわけです。これというのは物すごくいい政策競争だと思ふんです。

だから私どもは、もし御党が幼稚園とおっしゃるのであれば、例えば私どもは保育園こそというの、実は、高等学校の無償化の議論を少し惹起し、いいものは引き継いでくれているという中で、所得制限が入ったのは玉にきずですけれども、いい議論があったと思ふんです。

そこで、消費税を二年半先送り、今、四兆円前後のオーダーでの歳入欠陥があるという話もありましたけれども、一つ、子育てに関してこれはどうかなと思ふのが、大学のいわゆる給付型奨学金の財源を特定扶養控除の廃止も検討にと、これまで報道で読まんですけれども、もともと要する子育て世代の方に負担させてそちらに持つてくるというのは実に世知辛い。もつと広く薄く負担していただいてやっていく方法が一つあるんじゃないかと提案します。

今、最低ブラケット五％、ここにいる会場の職員の方もみんなブラケット五は、まずは最低ブラケットは適用になっていますね。このブラケット五％を六ポイントに上げたらのぐらい増収になりますか。

○星野政府参考人 お答え申し上げます。

一定の仮定を置かないといけませんの、すぐに金額が出てくるわけではありませぬけれども、ほぼ目の子として、約七千億程度の増収になるかなと思ひます。

○古本委員 大臣、これは数字がびつたりなんです。消費税を先送って入ってこない七千億を、実はブラケットの五を一つ上げるだけで、多分課税所得によつて違いを子供の数に応じて税を戻す。くだいて、それを子供の数に応じて税を戻す。実は、何とか手当とか何とか無償化というのは私たちが苦しい出があります、ばらまき何とかといった大変レベル張りをしていただきました

ので。でも、高等学校の無償化とか非常にいいものもあったんですが、やはり手当とか無償化というのは、日本人の高潔な思いからしたらどうしてもだめ。

ところが、薄く広く全体に増収をかけておいて、その分を財源に、子育ての数に応じて、大学生がいる御家庭も入れた方がいいと思ひます、専門学校の御家庭も入れた方がいいと思ひます、税を戻せば、実は、独身の方も薄く広く負担していただく、子育てが終わった人も負担していただく。一つの考え方だと思ふんですけれども、財務省いかがですか。

○木原副大臣 古本委員の御提案、大変傾聴に値するものだと思っております。

若年層、低所得層に配慮する観点や子供を産み育てやすい環境を整備するという観点から、税制の見直しを行っていくことは重要な課題と認識をしております。御提案のような増減税を行うことについては、以下のような論点があると思ひます。

まず一つ目は、子育て世帯に対しては既に児童手当や扶養控除といった措置が設けられているが、これらとの関係をどのように整理するかということ、もう一つは、所得が課税最低限に満たない子育て世帯には減税の効果が及ばないということをどう考えるか、三つ目は、子供のいない世帯や独身世帯に五％限界税率が適用される、低所得世帯を含めて負担増となることをどう考えるかというふうなことがあるというふうなことを考えておりまして、今後の所得税の改革について、税制全体の中で、こういうことは比較的長い制度になると思ひますから、安定的な税収の確保、また、基幹税のバランスをどう考えていくかということで検討してまいりたいと思ひます。

○古本委員 ありがとうございます。

最後に、もう時間が参りましたので、大臣、私は、二〇〇九年の政権交代のときに藤井裕久先生のおかげで財務政務官にしていたで、大臣を支えました。そのときの最初の仕事は忘れもしま

せん、あの判断、藤井大臣の決裁。それは何だったかという、麻生総理があつた謝野先生と一緒になつてつくられた附則百四条を継承するかどうかでした。このことは、当財務金融委員会に所属される全ての議員がちゃんと理解しなきゃいけないことだと思っていますよ。

麻生総理は、発足当時の支持率を随分落とされ、政権運営に苦勞され、支持率二〇%前後まで低迷して危険水域に入らないうちで附則百四条をおやりになつたんです。それは、消費税をやらなきゃいけないと書いてある法律なんです。それを与謝野先生と一緒に書かれたんです。所得税改革も相続税改革も全部やらなきゃいけないことを網羅的に書いてあつたんです。

これをアサインするかどうかというのは、財務省の皆さんと大変な議論になつたときに、当然継承しなきゃいけないだろう、政権がかわろうとも国家として継承すべきだという大変高潔な判断をしたんです。そして私たちは、その附則百四条に出発点を見出して、税制抜本改革に、社会保障と税の一体改革に走つたんです。これは歴史の事実です。

そのことからすると、この三党合意で確認し合つたことに、全て反しているとは言いませんけれども、骨格にある、例えば逆進性対策はどうするかとか、医療の損税の問題はどうするかとか、あるいは住宅のさまざまな負担の問題はどうするかとか、こういうことこの議論には、やはり私たちはコミットする責任が野党としてもあると思つています。

今回の議論のプロセスで、先送りの含め、どうだという相談があつたかなかつたかは私は執行部にいいませんのでわかりませんけれども、恐らくなかつたんだらうと思います。やはり、この附則百四条、麻生総理が与謝野さんと書かれたあの附則百四条を私たちは守りましたから、ぜひそのことは申し上げておきたいというふうに思います。

もう時間が来ましたけれども、何か御所見があれば求めたいと思います。

○麻生国務大臣 きちんとした形での選挙をやつて、その結果政権が交代した場合において、前の政権がやつていたことは全てひっくり返すというようなのはやめたがええというのは、これは、成熟した先進国においては言われるということなんだと思つております。これは同じ政党であつても、例えば、今度のメイというイギリスの財務大臣も、これはかなり自分の考え方と違う案を引き継がざるを得ないところになってる部分もかなりあるんですけれども、それでも、ブレグジットの話やら何やらいろいろ今やつてる最中、まあどういう形になるかわかりませんけれども。

そういう形になるのはすごく大事なことのであつて、今後とも、日本の中で二大政党制がいとか悪いとかいろいろな議論はありますし、今アメリカを見ていても、何か二大政党制というのはろくなものじゃないんじゃないかと言つていいる人が今いっぱいアメリカ人でもいますし、いろいろな国でいろいろなことが言われておりますけれども、私どもとしては、少なくともこの制度をきちんと、我々は今後も悪くもこれまで育ててきて、明治この方百四十何年間、議会政治ができて百年近くになるんですが、そういうことの中で、やはり前の政権がやつたことを全部ひっくり返している、韓国みたいなことをやっていたらどうですかねと、これは韓国人の人が言うんですから間違いないんだと思いますが、そういうこと話話を我々としてはきちんと受け継いで、政権交代が起きましたので、そういうことを我々としてはきちんと耳に残して、今後とも政権を運営するに当たつては、我々としては十分に踏まえて対応せねばならぬものと思つております。

○古本委員 終わります。ありがとうございます。

○御法川委員長 次に、宮本徹君。

○宮本(徹)委員 日本共産党の宮本徹です。消費税増税延期法案について質問いたします。

麻生大臣は、消費税増税延期の際の記者会見で次のようにおっしゃつておられました。

日本の場合、伸びていないのは個人消費、正直申し上げて我々としては予想外だと思つていいる。それが消費税率八%への増税の影響かと言われると、そうじゃないと反論したくても我々としては難しい。GDPの六割以上を占める個人消費が伸びていないことに対応するために、私どもとしては、消費税をもう一回上げるというのが今の時期ではない。こうおっしゃつておられます。

安倍総理の言う世界経済のリスクというのは振りかざしての説明よりは、個人消費に着目して増税延期する点では安倍総理よりは常識的な説明だなというふうに思つて聞いておりました。

二〇一四年の消費税増税は、二〇一四年、二〇一五年とGDPの個人消費二年連続マイナスという戦後初めての事態をもたらしました。二〇一六年度に入りまして、総務省の家計調査では消費支出はマイナス続きです。内閣府の消費総合指数も低迷を続けております。

この間、春の国会でも随分議論しましたけれども、その際は個人消費の持ち直しが期待されるという答弁が続いたわけですが、期待どおりにいかなかった。消費税増税が長期にわたつて個人消費を落ち込ませていいる。このことはお認めになりますか。

○麻生国務大臣 基本的に、今言われましたように、この数字を見ましても、五から八へ上がった段階で、次の四一六でマイナス四・八%というのが、需要減という形になっておりますので、回復としては極めて緩やかなものでしたの間違ひない事実だと思つておりますし、また、賃金の上昇率を含むものを下回つたということも事実ですの、そういうことなどいろいろ挙げられると思ひます。

内閣府の試算を見ましても、これは二〇一四年の個人消費というのを見ますと、駆け込み需要の反動減により三兆円減少した、消費税率引き上げによる物価上昇で約二兆円台半ば程度減少したと

試算をされているものと承知をいたしておりますので、私どもとしては、今言われました点につきましては十分そういうようなものは、今言われた数字の、二〇一四年のことに関しましてはそのとおりだと理解しております。

○宮本(徹)委員 二〇一四年だけではなくて、二〇一五年、二〇一六年と個人消費の停滞は続いているわけです。

それと、先日、民進党の木内さんも質問されておりましたけれども、消費総合指数、前回の一九九七年の増税のときと比べても、今回、長期にわたつて低迷しておりますが、これは、原因はどう分析されているんでしょうか。

○麻生国務大臣 消費税率がいわゆる三から五に引き上げられた一九九七年以降の経済動向というのと比較の話をしておられますけれども、あのときと今とは大分違うのであつて、あのときはいわゆる通貨危機というのがありまして、また、金融システムというのは極端なことになつて、あの年には山一証券倒産、三洋証券倒産、それから北海道拓殖銀行が倒産して、翌年には長銀ですか、不動産銀行も倒産しましたのは、そういうようなものが随分大きな、ほかにもいろいろ銀行が、もう昔の名前で出ていいる銀行が二つぐらいしか残つていないぐらいになつたほど銀行もやつていけなくなつたという事態だったので、あのときといふものを見たまつた場合に、これが消費増税のことだけかといふと、なかなかそうはいかないんじゃないのかと。

日本の消費にマイナスを与えたということは間違ひないと思ひますけれども、いわゆる景気後退の主因であつたかと言われれば、これは、いわゆる一連の資産のデフレから始まる金融危機等々のもので大きな影響を与えたというのであらうと思ひます。

一概に、これが全てと言へるということとはなかなかできないと思ひますけれども、非常に悪い、マイナス影響を与えた、四・八ですから。それははっきりしていると思つております。

○宮本(徹)委員 一九九七年のときはアジアの通貨危機などがあつたわけですが、そのときに比べても今回の方が、先日の木内さんの出したこのグラフを見ても、消費は低迷しているわけですよ。そこをやはりしっかりと見なきゃいけないと思うんですよ。

私はやはり、なぜ一九九七年のあの通貨危機があつたか金融危機がいろいろあつたときよりも消費が低迷しているのかと考える場合に、働いている皆さんの賃金がどうなっているのか、収入がどうなっているのか、可処分所得はどうなっているのか、ここを見なきゃいけないと思うんですよ。

一九九七年が賃金のピークです。そこからどんどん下がって、一方、社会保険料は上がつております。厚労省の毎勤調査では、労働者一人当たりの賃金は一九九七年に比べて五万円下がっている。総務省家計調査では、実質可処分所得は月七万円下がっている。年金生活者の皆さんも年金は下がっているというわけですよ。

ですから、実際の可処分所得が一九九七年のときよりも大きく落ち込んでいるもとで増税をかぶせたということが、前回の増税よりもはるかに大きな個人消費の低迷をもたらしているというふうに思います。

そこでお伺いしますけれども、この消費税八％への引き上げはどういう世帯の消費支出に大きな影響を与えたのでしょうか。

○麻生国務大臣 これは消費税率引き上げ後の消費動向について見ますと、高所得者層の落ち込みというものの税率引き上げ後は消費水準の五％程度にとどまっているのに対して、低所得者層の落ち込みは一〇％程度と、比較的大きくなっていると思っております。また、世帯主が四十四歳未満の家計と五十五から六十四歳の家計の落ち込みが他の世帯と比べて大きくなっている、私どもはそう理解をいたしております。

その背景は、やはり若年子育ての世帯や、勤労所得というものがなくて年金などの安定収入も少ない六十歳代前半の無職世帯などの構造的な弱さ

を持つ世帯というのが消費を抑制したというように分析をいたしております。

○宮本(徹)委員 つまり、低所得者ほど消費が落ち込んだというのが政府の分析なわけですよ。ですから、結局、消費税の性格として低所得者ほど負担が重い逆進性があるから、今回のような消費の落ち込みをもたらしているんじゃないですか。

○麻生国務大臣 先ほども申し上げましたように、これは低所得者層の落ち込みの方が比較的大きくなっているというのには確かですが、また、低所得者ほど収入に占める税負担の割合が高いという意味では、消費税はいわゆる逆進性を有している。これも事実であります。

ただ、今回の社会保障と税の一体改革では、消費税の増収分というものは全額社会保障の充実、安定化に充てるということになっておりますので、その受益を見ますと、これは低所得者層ほど大きなものになるといえるのは理の当然であつて、また、消費税率八％の引き上げに当たっては、軽減税率導入までの暫定的、臨時的措置として、低所得世帯に対しては簡素な給付措置というのを実施するということになっております。

このように、消費税率の引き上げを含みます一体改革の影響については、負担の面だけではなくて、受益の面というものもあわせて評価しないといかぬのではないかと理解しております。

○宮本(徹)委員 その負担と受益を両方合わせても、低所得者の方は負担が実際ふえているわけですよ。しかも、四十四歳未満の家計とか五十五歳から六十四歳のところというのは、これから政府が一〇％に引き上げたときにやる年金の底上げというのにも来る世帯じゃないわけですよ。そうならないところで消費が落ち込んでいるというのが政府の分析なわけでありまして。

私は、いろいろな税金の中でも、法人税だとか所得税だとかいろいろありますけれども、消費税ほど増税したら景気にマイナスの影響を与える税金はないと思いますよ。そういう認識はございま

すか。

○麻生国務大臣 消費税というものの主体からいって、消費に影響を与えるというのははっきりしていると思っております。

○宮本(徹)委員 消費に影響を与えるわけですよ。ですから、今回、増税の日付を延期する、二〇一七年四月に上げるよりははるかにいいわけですが、けれども、しかし、延期しても、実施すればそのときにまた大きく個人消費の低迷をもたらす、日本経済に対して大きな悪影響を与えるというのははっきりしているんじゃないですか。

○麻生国務大臣 この法律を最初に出したときの経緯というのを、先ほど古本先生のお話にも出ていましたけれども、これは、国民に安心を与え、す社会保障制度というものを次世代までにきちんと引き継いでいかねばならぬというのが我々の世代に与えられている大きな使命だ、その点ははっきりしておるということを考えたときに、人口構成を考えて、今後とも若い人が減り、いわゆる高齢者の比率が勤労者に対して比率がふえていきま

すので、そういったことを考えた場合に、どういった形でこういった社会保障制度を次に引き渡すことができるのかという点を私どもは真剣に考えたということだと思っております。

また、市場やら国際社会からの信認ということも考えるときに、日本の抱えております借金等々は十分に、私どもはそれを返済していこうという意思が明確であるということもきちんと伝えておかないと、国際社会における信認の面も得るということだと思っておりますので、この増収分につ

きましては、全額社会保障の充実、安定化に充てるといふことにしておりますので、そういった意味で、国民に還元されるものなんだというように理解して、私どもとしては、一定のプラスという面も与えられるというのははっきりしていると思っておりますので、経済財政というものの運営に万全を期していかなばならぬところだと思っております。

○宮本(徹)委員 日本経済にマイナス影響を与え

るのは明らかじゃないかというふうに聞いたわけですが、それに対してお答えがなかったわけですよ。朝の民進党の皆さんの質疑の中で総理の記者会見が紹介されておりました。私も改めてこの総理の記者会見を見ましたけれども、内需を腰折れさせかねない消費税率の引き上げは延期すべきであると言っているわけですよ。だから、消費税を上げたなら内需の腰折れが起きるというのは、今であつても、それは二年半延長しても、同じことが起きると思うんですよ。それは当たり前の話だと思ふんです。

ですから、総理の言っている新しい判断の中で唯一言っている、内需を腰折れさせかねないから税率は引き上げないんですよということでは、これはもう上げない、ずっと上げないというのが出てくる選択肢じゃないかと思うんですが、そうなりませんか。

○麻生国務大臣 私ども、自由主義経済というのがやつております。全然、考え方の哲学が、根本が違つていると思います、御党とは。

○宮本(徹)委員 何の答弁なのかさっぱり。私はわからないうでけれども、私も自由主義経済のもとで質問させていただいております。

はっきり言ひまして、個人消費が伸びないと国内総生産も伸びない、当たり前のことを麻生大臣も増税延期の記者会見のときにおっしゃつていましたけれども、やはり、私は消費税増税と日本経済の発展は両立し得ないというふうに思います。

しかも、消費税増税したら、今、国会に提出されていきます年金カット法案の関係でも大きな問題が出るんですよ。(発言する者あり) カット法案じゃないという話でありますけれども、今度の法案の中でマクロ経済スライドが変わります、キャリーオーバー制度というのが入りまして、これまでも物価上昇が小さい場合やなかったマクロ経済スライドの分はまとめて発動するということになるわけですよ。

消費税を二％引き上げると、軽減税率があつても物価は一％程度上がります。これまで実施して

こなかつたマクロ経済スライド、キャリーオーバーが執行されるわけですよ。そうすると、年金は物価が上がってもスライドせずに、実質一%目減りすることになります。

さらに、賃金が変わらないという想定のもとでいきますと、物価が上がれば今度は実質賃金が一%削減するわけですよ。そうすると、この実質賃金一%の削減分が、今度の年金カット法案との関係で、その後三年間にわたって年金の削減というのをもたらすことになるわけですよ。

ですから、消費税は上がっていく、年金は実質二%分目減りしていくというのが、この消費税増税を行うと年金生活者のところにはやってくるというふうになります。そういうことになりまして、いよいよ個人消費に与える影響は重大だということに思います。

ですから、絶対私たちは、延期してでも上げるべきではない、消費税とは違う方法で増税はすべきだということを重ねて申し上げておきたいと思ひます。

その上で、この消費税増税は、政府の掲げる経済政策とも両立しないのではないかとこのように思います。

政府と日銀は共同声明まで出して、デフレからの脱却と言ってきました。日銀は二%の物価安定目標を掲げました。ただ、達成の見通しはほとんど先送りされているという状況であります。

先日、日銀の総括的検証の背景説明の中で、二%の物価安定目標が実現できていない理由として、二つの外的要因というのを挙げておられます。その一つが、消費税率引き上げ後の需要の弱さということですよ。

きょうは黒田日銀総裁に来ていただきました。伺いますが、この消費税率引き上げ後の需要の弱さというのは、消費税が長期にわたって個人消費の低迷をもたらしている、このことも含んでいるということでしょうか。

○黒田参考人 御指摘の総括的な検証におきましては、二〇一三年四月の量的・質的金融緩和導入

以降、一年強にわたって順調に上昇していた予想物価上昇率が二〇一四年の夏ごろから横ばいに転じた要因の一つとして、御指摘のような、消費税率引き上げ後の需要の弱さというものを指摘しております。

御案内のとおり、一般的に、消費税率の引き上げは、税率引き上げ前後の駆け込み需要の発生とその反動、それに、税率引き上げに伴う実質可処分所得の減少という二つの経路を通じて実体経済に影響を及ぼすというふうに考えております。

二〇一四年四月の消費税率引き上げの経済に与えた影響について見ますと、このうち、駆け込み需要の発生とその反動が事前予想をかなり上回ったということではないかというふうに思っております。

なお、足元の最近の個人消費について一言申し上げますと、こと前半はやや弱目の動きとなっておりまして、ここの中には、一方で、雇用もふえ、賃金も上昇して雇用者所得がふえているわけですが、他方で、年初来の株価下落による負の資産効果が影響しているという面と、それから、ごく足元では台風などの天候要因の影響があったということだと思います。

ただ、今申し上げたとおり、雇用・所得環境の着実な改善がこのまま続いていけば、消費についても緩やかに増加していくのではないかとこのように考えております。

○宮本(徹)委員 だから、緩やかに増加していくんじゃないかと言いがらざつと低迷が続いているというのが、この間の個人消費の推移だったというふうに思います。

日銀は、先日の政策でオーバーシュート型コミットメントというのを掲げることになりました。しかし、消費税を一〇%に増税すれば国民の懐を冷や込ませる、そのことによって物価上昇率も予想物価上昇率も下がることがまた起きるんじゃないですか。総裁、どうでしょうか。

○黒田参考人 先ほど申し上げましたとおり、消

費税率を再び引き上げる際にも、税率引き上げ前後の駆け込み需要の発生とその反動、それから、税率引き上げに伴う実質可処分所得の減少という二つの経路を通じて実体経済に影響を及ぼすことが予想されます。

もともと、これらの具体的な影響については、その時点における景気の状態とかあるいは雇用・所得環境などにも依存しますので、二〇一九年の十月の、消費税率引き上げ前後の景気あるいは経済への影響を今から具体的に申し上げることは非常に難しいと思います。

物価上昇率に与える影響という点では、日本銀行としては、実際の消費者物価上昇率の低下が直ちに予想物価上昇率の低下につながることはないように、欧米のように、フォワードルッキングな期待形成というものを強めて二%の物価安定の目標にアンカーしていくということが重要ではないかと考えておりまして、そういった観点からも、オーバーシュート型のコミットメントという形で金融緩和をしつかり続けていくということを今回の金融政策決定会合で定めたわけでございます。

○宮本(徹)委員 ですから、もう何度も何度も目標を引き延ばされているわけですから、そう言われても説得力を感じる国民の方というのは本当に少ないというふうに思います。

そして、実質可処分所得の減少というのを、消費税を引き上げたら必ずもたらすわけですよ。そうならば国民全体の購買力は落ちるわけですから、当然、物価上昇率を下に引っ張る力は働くというのとは当たり前の話だということに思います。

麻生大臣にも伺いますが、日銀が総括的検証でおっしゃっている消費税率引き上げ後の需要の弱さというのが物価上昇率の下押し要因になった、この分析は政府も同じ認識でしょうか。

○麻生国務大臣 二%の物価目標の実現というものを阻害した要因について、今総裁が言われましたように、総括的な検証の中において、いわゆる消費税率引き上げ後の需要の弱さのほかに、原油価格の下落とか、新興国経済政策の減速とか、そ

のもとでの国際金融市場での不安定な動きといった外的な要因によって実際の物価上昇率が低下した、これが予想物価上昇率の下押しに作用したためというように説明されたものと理解しております。

実際に一般の物価上昇率というのは、消費税率引き上げ後の需要動向だけではなくて、経済情勢とか、国際金融市場とか、その他予想物価上昇率とか、いろいろのものが要因となって決まるものだと思うので、消費税率の引き上げによって直ちに物価安定目標の実現が困難になるというようなものではないかと思っております。

いずれにしても、消費税率の一〇%の引き上げというものは、先ほど申し上げましたように、社会保障制度というものをきちんと次世代に渡す責任とかその他国の信託とか、いろいろのもののためにこれはぜひとも必要なものだと思っておりますので、我々としては、デフレ不況からの脱却というもので、これまで、結果としてはかなり三年間、それなりの経済というものは、これまでとは比べ物にならないぐらい経済のあれを見た場合には、間違いなく法人税はふえておりますし、また、GDPも伸びておりますし、また、新規国債発行も十兆円減っておりますし、いろいろの意味で私どもとしてはそれなりの成果というものを、少しずつではありますが確実に上げてきていると思っております。

○宮本(徹)委員 私がお伺いしたのは、日銀がおっしゃっているように、消費税率引き上げ後の需要の弱さというのは物価上昇率の下押しの一因になった、これは含まれるのかと聞いているわけですよ。それだけだということを私は言っているわけではないわけですよ。その点は日銀と同じですか、違うんですかということをお伺いしています。

○麻生国務大臣 今丁寧にお答えしたと思ひますけれども、重ねて申し上げますか。(宮本(徹)委員「いやいや、だから一言だけでいいですよ、

含まれているなら」と呼ぶ。先ほど黒田さんが一番最初に申し上げたと思ったら、聞いておられなかったかどうか存じませんが、最初のところ、さまざまに決まるものであるということ、日銀の総括的な検証についても述べたと思います。

○宮本(徹)委員 では、同じ認識でいいということだと思います。

同じ認識ということになれば、結局、消費税を増税したら、そのことが物価を下に引く張つていく、下押ししていくということになるわけですね。そうすると、消費税増税というのは政府の脱デフレ戦略とも両立しないというのは、この間の経験で明らかじゃないですか。

〔委員長退席、土井委員長代理着席〕

○麻生国務大臣 見解が全然違うんだと思います。私も私としては、きちんとこれをやる本来の目的というものを考えて、それを達成しないと我々は後世に社会保障等々のものをきちんと引き継いでいくことができない。

それを達成するためには、我々は、税というものをきちんとやらない限りは、人口構成のことを考えても、国家というものの形態を維持しづらくなってくるという状況を考えてときに、経済を再生させた上で、その上で消費税によってその分をきちんと補って、その分で、増収した中において低所得者等々、私どもとしては社会保障やらの一体改革というものをきちんとやっていかないかぬということなのであって、経済を再生させることによって景気をきちんとよくし、その上で私どもとしては消費税をいただけるような経済情勢をつくり上げるように今努力をしているということだと理解しております。

○宮本(徹)委員 私がお伺いしたのは、政府の脱デフレ戦略と消費税増税というのは両立し得ないんじゃないか。そのことに対しては御答弁がないので、社会保障のためには必要なんだというお話でありました。私は、政府の経済政策から見ても、消費税増税路線というのは袋小路に陥るだけだと

いうふうに思います。

日曜日の産経新聞に編集委員の方が、「国会は増税ドグマを払拭せよ」という「オピニオン」を掲載しておりました。私たちは産経新聞とはそこそこ見解を異にしておりますが、この点では、やはり、消費税増税が日本経済を破壊する現実をしっかり認識すべきだという点は同じだと思います。

きょうは総裁、お忙しい中を来ていただいてありがとうございます。退席していただいて結構でございます。

その上で、もう一点、消費税については、やはり税制としての根本的な欠陥があるのではないかと、いうふうに考えております。

昨年度は消費税の新規滞納額が大きくふえました。前年の三千二百九十四億円から四千三百九十六億円です。消費税の新規滞納が急増した理由、国税庁、説明していただけるでしょうか。

○飯塚政府参考人 お答え申し上げます。

二〇一五年度の消費税の新規発生滞納額でございますけれども、先生御指摘のように四千三百九十六億円となっております。前年度から一千二百億円、三三・四％増加しているところでございます。

一般的に、滞納が発生する要因につきましては、個々の納税者の営業やあるいは資金繰りの状況などさまざまな事情によるために、確たることは申し上げにくいわけでございますが、二〇一五年度の消費税の徴収決定済み額、全体で前年度より二兆四千三百七億円、一六・九％増加しております。このことが一定程度、新規発生滞納額の増加につながったのではないかと考えております。

○宮本(徹)委員 徴収決定済み額は一六・九％だけれども、これは税率を引き上げたからですよ。徴収決定済み額よりもさらに大きな比率で新規滞納がふえたという数字だということに思います。結局、税率引き上げで納める税額が大きくなって払えなくなっているということだと思います。では、もう一つお伺いしますが、消費税の新規

滞納の発生件数と一件当たりの滞納額、幾らになつていようでしょうか。

○飯塚政府参考人 お答え申し上げます。

二〇一五年度の消費税の新規発生滞納件数でございますが、五十七万二千件でございます。一件当たりの平均発生滞納額は七十六万八千円でございます。

○宮本(徹)委員 一件当たり七十六万八千円ということですから、多くの場合は、この数十万円の消費税を納めるのに大変苦労されているということだと思います。

御存じのとおり、中小企業、小規模事業者、零細業者の皆さん、大半の場合がともとも赤字なわけですね。売り上げがあつても、仕入れなどの運転資金に回っていく。手元にいつまでもまとまったお金があるというわけではないわけでありまして、そうすると、消費税を納める期限に手元にお金がないと滞納になり、滞納になったら延滞税も発生するということになつていっているわけですね。

それで、きょう、私もグラフをつくつてきましたけれども、国税庁にお伺いしますが、国税収入全体に占める消費税の比率と税の新規滞納額全体に占める消費税の比率、増税前の二〇一三年と二〇一五年を比べて紹介していただけますでしょうか。

○飯塚政府参考人 お答え申し上げます。

国税の徴収決定済み額、すなわち申告等により課税された額でございますけれども、その全体に占める消費税の割合が、二〇一三年度が二〇・九％、二〇一五年度が二八・九％でございます。

また、国税の新規発生滞納額全体に占める消費税の割合でございますけれども、二〇一三年度が五・一・四％、二〇一五年度が六四・〇％でございます。

○宮本(徹)委員 私のきょうつくつてきた資料ですけれども、これは徴収決定済み額と違って、国税庁のホームページから抜いたので若干パーセンテージ、税収の方が割合が変わつていきますけれども、ほぼ同じなので見ていただきたいと思います。

実線の方が、新規発生滞納額、青が消費税、赤が法人税、緑が所得税、それぞれ全体の滞納額に占める比率です。それから点線の方が、国税収入、印紙収入も含めてですけれども、そこに占める、消費税、法人税、所得税の占める比率です。

所得税を見ていただければわかりますけれども、この実線と波線はほぼ同じように推移しております。若干差がありますが、法人税の場合は滞納額の方が占める比率は低くなつていきます。ところが消費税は、ワニの口をあいたように、税率を引き上げるたびにこの差が大きくなって、新規発生滞納額全体に占める消費税の割合は実に三分の二近くまで膨れ上がることになっております。

法人税と比べて、ここまでなぜ消費税の滞納の割合が高いのか。これは、国税庁、理由はどう分析されているのでしょうか。

○飯塚政府参考人 お答え申し上げます。

先ほどお答え申し上げましたとおり、二〇一五年度の国税の徴収決定済み額全体に占める消費税の割合が二八・九％でございますが、他方、国税の新規発生滞納額全体に占める消費税の割合が六四・〇％ということで、御指摘のように、徴収決定済み額と比べて高くなつていっているところでございます。

しかしながら、一般的に滞納が発生する要因は、個々の納税者の営業や資金繰りの状況などさまざまな事情がございますので、その理由については確たることは申し上げにくいところでございます。

いずれにいたしましても、二〇一五年度の消費税の滞納とその整理状況を申し上げますと、消費税の新規発生滞納額は四千三百九十六億円であるのに対して、整理済み額、すなわち納付等がなされた額は四千五百三十三億円ということ、新規発生滞納額は百三十八億円上回つておりまして、その結果、滞納残高は前年度より減少しているということでございます。

国税庁といたしましては、引き続き、消費税の

滞納の未然防止と整理の促進に努めてまいりたいと考えております。

〔土井委員長代理退席、委員長着席〕

○宮本(徹)委員 なぜ法人税は割合がここまで低くて、消費税が高いのかという説明は全然ないわけですよね。

かつての答弁をずっと調べていましたら、こう答えていますよ。法人税の場合は、赤字になれば法人税の納税はございせんから滞納も発生しない。一方、消費税は、赤字、黒字関係ございませんから、経済情勢に沿って滞納があるのではないかと。二〇〇三年三月二十五日に答えていますよね。

こういうことなんじゃないんですか、理由は。○飯塚政府参考人 お答えを申し上げます。

確かに御指摘のような要因もあろうかと思いますが、一方で、先ほどお答え申し上げましたとおり、滞納が発生する要因につきましては、営業ですとかあるいは資金繰りの状況とかいろいろ状況が影響してくるものでございまして、一概には言いたいというふうに考えております。

また、先ほども申し上げましたとおり、新規発生滞納額が増加するとともに、同一年度内の滞納整理額もふえているというところで残高が減っております。また、二〇一五年度の消費税の徴収決定済み額のうちで九九・三%がその年度中に納付等がなされている状況にございまして、御指摘のような、利益の有無によって全体の滞納額に占める消費税の割合が高くなっているという事は、なかなか、一概には言いたいというふうに考えてございます。

○宮本(徹)委員 御指摘の要因もあるというふうにおっしゃいましたけれども、納めなかつたらみんな差し押さえされちゃうわけですから、当然、皆さん納めますよ。それを、納めてもらっているから問題ないんだという言い方はおかしいんじゃないかと思ひます。

麻生大臣、ここまで差があるというのは、やはり消費税の性格からくるのは間違いないというふう

うに思ひますので、こういう税金でいいのかというところは私は真剣に考えなきゃいけないと思ひます。

しかも、実態として見た場合は、価格転嫁ができていなくても売り上げに応じて納めなきゃいけないという問題があります。

ちよつとお伺ひしますけれども、経産省が消費税の転嫁状況に関するモニタリング調査をずっとやられておられます。最新の九月のもので見ますと、「全て転嫁できています」と答えているのが、BツィーBで八五・七%、BツィーCで七二・六%。

二〇一四年四月、増税のときの調査を見ますと、BツィーBで七九%、BツィーCで六九・三ですから、このときと比べれば数ポイント改善しております。

ところが、このところずっと数値は足踏み状況にあります。もちろん、かつての消費税五%のころみたいに半分の業者が転嫁できないとかそういう事態ではないですけども、いずれにしても、全業者が転嫁できる状況にはおよそなっていないというのが今の現状であります。

きょう中小企業庁も来ていただいておりますが、消費税の価格転嫁が足踏みしている原因は何でしょうか。

○吉野政府参考人 お答えいたします。

今御指摘のありました消費税の転嫁状況に関する月次モニタリング調査でございますけれども、この調査では、一部を転嫁できている、それから転嫁できていない方々に對しまして、転嫁ができていない理由についても回答をいただいております。

それについて申し上げますと、事業者間取引、消費者向け取引ともに、他社との価格競争があるといったところ、事業者間取引におきましては、取引先業界の景気が悪い、それから消費者向けに關しましては、消費者の財布のひもがかたいたといった理由が多くなっているということでございます。

○宮本(徹)委員 つまり、他社との価格競争があ

る、消費者の財布のひもがかたい、だから価格転嫁ができていないという状況なわけですよ。

これは、他社との価格競争なんて、先ほど自由主義経済というお話がありましたけれども、自由主義経済である限りなくならないということですよ、当然。そうすると、価格転嫁というのは、絶対、いつまでもたつてもできる状況にならないというところにもなるというふうに思ひます。

消費税増税で業者の皆さんは大変苦労されております。資料の二枚目に、全国商工団体連合会が行った最近の調査と、そこで寄せられた声も若干掲載させていただきました。

そもそも業者の皆さんは、消費税増税で消費が落ち込んで売り上げが減る。売り上げが減る中で、BツィーCの場合は当然お客さんに転嫁するのも大変な状況があるわけですよ。BツィーBの場合も、先ほどおっしゃつたように、他社との価格競争があつて価格転嫁できない状況があるわけですよ。ここに出されている声をぜひ麻生大臣も見ていただければというふうに思ひます。

ですけども、価格転嫁できなくても、自腹を切つても消費税は納めなきゃいけないわけですよ。大変私是不条理だというふうに思ひます。

麻生大臣、消費税が、そしてその増税がこういう不条理をもたらしている。価格転嫁できなくても、自腹を切つてまで消費税増税を納めなきゃいけない。業者の皆さんを苦しめていることについてどういう責任をお感じでしょうか。

○麻生国務大臣 消費税というのは、これは御存じのように、価格への転嫁というものを通じて最終的に消費者に御負担をいただくということが予定されている税でありますので、価格転嫁をでき

るということはこれは極めて重要な要素、これははっきりしていると思ひます。

したがひまして、政府としては、消費税率の引き上げに際しまして、転嫁対策特別措置法というものでつくりましたし、買いたたきなどに対して公正取引委員会等が指導、勧告を適切に実施する、社会保障と税の一体改革を趣旨とする、国民

の皆様に御理解いただけるような広報を行うといった取り組みを行っていますのは御存じのとおりであります。

今言われましたように、本年の四月、中小企業庁が実施した消費税の転嫁状況に関するアンケート調査というのが出てきておりますが、「全て転嫁できている」と答えた事業者は、BツィーBで八五・七%ということになっております。消費者向けで七二・六%であつた一方、「全く転嫁できていない」という回答をいただいた事業者の方々には事業者間取引で三・三%、消費者向け取引では五・六%であつたという数字が挙がつております。

したがひまして、御指摘のように、事業者は消費税を適切に転嫁できていないのではないかと云うけれども、実質問題は三・三%ですから、それはある程度、適切な転嫁がかなりできていてというように私どもとしては理解をしております。

いずれにいたしましても、引き続き、事業者の方々が消費税というものを価格に転嫁できるように、我々としてもしっかりと応援をしてまいりたいと考えております。

○宮本(徹)委員 全く転嫁できていないと同時に、一部転嫁できていない方々もたくさんいらっしゃるわけですよ。それも含めていえば、BツィーBでいえば十数%、BツィーCでいえば二十数%になるわけですよ。全くじゃなくて一部転嫁できていない人も、その転嫁できなかった分は自腹を切つて納めなきゃいけない、そういう仕掛けになっているわけですよ。

これは私は余りにも不条理だと思いますが、不条理だというふうには思われませんか、大臣は。○麻生国務大臣 我々商売をしたことがありますが、あなたがどういふ御経歴か知りませんが、けれども、私は長いこと商売したところからこの世界に來ましたものですから、少なくとも、お客に払つた金を払つただけではないというのを含めまして、いろいろな難しい問題を抱えて商売しておる、自由主義経済ではそういうことになつております。

したがって、ある程度のもので、取り切らなかつた場合は、わしは取れなかつたからその分だけ税金まけてください、これが通る世界でありませんので、私どもは基本的に、引き続き商売をしていく上では、最低限の努力というものをやった上できちんと対応していかなばならぬ、それは自前の才能でやらなしゃないということだと覚悟しております。

○宮本(徹)委員 ただの民間業者間の話じゃないわけですよ。この消費税自体は国の制度なわけですよ。価格転嫁できていなくても、その分も含めて納めなさいというのが今の消費税の仕組みになつてゐるわけですよ。ですから、自由主義経済、民間と民間の話じゃないんですよ、民間と国との関係で起きている問題だから私は言っているわけでありまして。その点について本当に責任を感じないというのは、非常に問題だということふうに思います。

仮に一〇%に引き上げたら、この価格転嫁の状況だとか消費税の滞納の状況というのはどうなるというふうに予想されますか。

○麻生国務大臣 先ほども申し上げましたように、事業者が消費税を適切に転嫁できないという状況ではないということに考えております。

その上で、今回の法律は、平成三十一年の十月に引き上げということになっておりますので、私どもは転嫁対策特別措置法の期限も二年半延長をしているところであります。

引き続き、この法律の枠組みのもとで、買いたたきとか、また、いろいろな形での介入に対して、私どもは指導、勧告を適切に実施するなどしっかりと取り組んでまいりたいと思つております。

また、滞納につきましては、これは個々の納税者の営業とか資金繰りの状況などさまざまな事情によつて発生するものでありますので、お尋ねの消費税の滞納に関しましてもこれは確たることは申し上げられませんが、納税者から相談があれば、分割納付等々、法令に基づいていろいろ対応しているんだと思つたので、できればこう

いったものはきちんとした対応がしていただけるように、我々としては引き続き対応を続けてまいりたいと思つております。

○宮本(徹)委員 どれだけ価格転嫁の対策としても、価格転嫁がもう進まない状況になつてゐるんですよ。足踏みする状況に今なつてゐるわけですよ。その理由も、先ほど紹介がありましたように、それこそ自由主義経済だつたらなくならない理由によつて価格転嫁ができないということになつてゐるわけですよ。そうである以上、これを一〇%に引き上げたら、ますますこの不条理が拡大するということになります。この不条理が拡大するような消費税の増税は断じて認められないということをお願いして、次に、消費税にかわる財源策についての質問に移りたいというふうに思います。

私たちとしては、社会保障、若者支援、子育て支援、そのための財源確保は待たないだといふふうに考えております。そのための財源確保を真剣に行ふ必要があります。租税特別措置初め大企業優遇税制の見直しを進めていく必要があります。

その点で、これは本会議でもお尋ねしました研究開発減税、二〇一四年度を見ますと減税総額六千七百四十六億円、このうち九五%が大企業が利用しているものであります。このうち増加型と高水準型の適用期限が今年度末ということになっております。この減税額が一千九十億円です。ですから、このまま何もせずに寝ていれば、一千九十億円、暮らして回す財源が生まれるということになります。ところが、経団連や経産省はこの減税規模を維持してほしいという要望を出しているわけですよ。

麻生大臣は私の本会議の質問に対して、租税については真に必要なものに限定していくんだ、研究開発減税についても、研究開発投資に向けた有効なインセンティブとなつてゐるかといった観点からもしっかりと検討してまいりたいとおっしゃいました。真に有効なものなのか、必要なものな

のか、きょうは議論させていただきたいと思ひます。

きょう、総務省に来ていただきました。今週、総務省の行政評価局が、租税特別措置等に係る政策評価の点検結果を発表しました。研究開発減税についても、経産省の事前評価書についての点検というのを行つております。

総務省にお伺ひしますが、このうち、過去の効果、将来の効果について経産省が説明責任を果たしているのかということについて説明していただけるでしょうか。

○古市政府参考人 お答えいたします。総務省におきましては、各行政機関が実施した租税特別措置等に係る政策評価の点検を実施し、その結果を十月二十五日に各行政機関に通知するとともに公表したところでございます。

お尋ねの、試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充につきましては、民間研究開発投資を二〇二〇年度までに対GDP比三%以上の目標を掲げ、要望されたものでございます。

今回の点検では、この目標達成の基盤となる本特例措置によつて民間企業の研究開発投資がどの程度拡大したか、また、今後どの程度拡大するかについて定量的な分析がなされてゐないことから、この点を課題として指摘したところでございます。

○宮本(徹)委員 ですから、どれぐらい効果があつたのか定量的な分析がされてゐないというのが、経産省の事前評価書を見た総務省の点検結果ということになります。

これは、見ましたら、やりとりしているわけですよ。説明できてゐないから、経産省に対して再説明を求めています。再説明を求めたのについて点検結果というのがされてゐるわけですよ。再説明を受けてもまだ説明されてゐないというのが総務省の判断ということになっております。

この研究開発減税の過去の効果、将来の効果について、経産省の説明では説明責任が果たせていない、こういう総務省の指摘については大臣はど

う受けとめられてゐるでしょうか。

○麻生国務大臣 これは行政レビュー等いろいろなものをやっておりますが、研究開発減税というものを含みます租税特別措置につきましては、目標の達成に向けて有効かどうかという観点から不審の見直しを行つていくことが重要、これは当然のことだと思つております。

したがいまして、総務省の政策評価の点検結果にありますように、これは各省庁、通産省に限りませんけれども、税制改正や既存の制度の延長を要望される際にはしっかりとその効果などについて証明すべきだ、これは当然のことだと思つております。

平成二十九年年度の税制改正において、総務省の点検の結果などにつきましても要望省庁に説明を私どもとしては求めながら、研究開発減税の制度全般にわたつてめり張りをきかせながら、研究開発投資を促す有効なインセンティブとなるように、私どもとしてはしっかりと検討を行つてまいりたいと考えております。

○宮本(徹)委員 効果を証明すべきという話なわけですけども、同じ政府部内でも、総務省から見れば効果が証明できてゐない、説明できてゐない。この点を踏まえてやはりしっかりと査定をしてゐていただきたいというふうに思います。

もう一点、研究開発減税の高水準型の「僅少・偏りの状況」についても総務省は点検をなされておりますが、この点検結果についても説明していただけるでしょうか。

○古市政府参考人 お答えいたします。

お尋ねの試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充につきましては、平成二十六年年度の適用数が百三十件である高水準型について、上位十社の適用額に占める割合が九三・二%、また、平成二十六年年度の適用数が百六十一件であるオーブナイノベーション型について、上位十社の適用額に占める割合が八四・三%となつております。今回の点検では、これらが想定外に特定の者に偏つてゐないことについて十分な説明がなされて

いないことから、この点を課題として指摘したところでございます。

○宮本(徹)委員 「想定外に特定の者に偏っていないことについて説明されていない。」というのが総務省の点検結果だったわけですね。

この点については、大臣の受けとめはどうでしょうか。

○麻生国務大臣 これは、総務省が実施をされた平成二十九年度租税特別措置に係る政策評価の点検結果という話を今説明したんだと思いますが、御指摘のありました高水準型というのとオープンイノベーションという形、特別試験研究費でしたか、何かそういうのだと思いますが、つきましては、これは上位十社の適用金額が八割以上に偏っているということに関して、特定の者に適用が偏っているのではないかとということについて説明が不足している、ないというのが御指摘がされたものだと思っております。

確かにそれぞれ上位十社の適用額の全体に占める割合が高くなっておりますが、高水準型の方は、研究開発に向けて相当の努力を行う企業に対してはさらなる取り組みを促す仕組みであるということ、また、オープンイノベーション型、今申し上げました特別試験研究費のことですが、これは、質の高い共同研究に集中的にいわれる投資を行うように促すものであることなどについては留意する必要があると思っております。

いずれにいたしましても、税制改正、租税特別措置のことですが、税制改正においてはその利用の実態というものを踏まえながらしっかりと検討してまいらねばならぬと思っております。

○宮本(徹)委員 二〇一四年度の政府税調で法人税改革の議論がなされて、そのときの見直しの基準三というのがあるんです。三つありますその三つ目ですけれども、「利用実態が特定の企業に集中している政策税制や、適用者数が極端に少ない政策税制は、廃止を含めた抜本的な見直しを行う」というふうに政府税調では確認をされているわけですよ。そして、偏りがなければどうか説明

しろということ、昨年は会計検査院から指摘されました。しかし、それは、一生懸命経産省が説明しても、説明ができていないというのが、今回、総務省の点検結果だったわけですよ。

役所の皆さんに対して説明がつかないものを財務省としてこのまま進めるわけには絶対いかなないと思いますが、厳しい査定が必要なんじゃないでしょうか。

○麻生国務大臣 これは先ほども申し上げましたとおり、各省庁が税制改正とか既存制度の延長という要望をされる場合には、その制度の効果について説明責任というものを果たしていただく必要があるというのは当然のことだとして、財務省としては適切な評価を行うように求めていくというのは当然のことです。

要望時における政策評価が不十分だとの課題が示されたことだけをもちて直ちにその制度全てが問題というわけではありませんで、廃止、見直しを行うべきであるということとは少し考え方が違いますけれども、こういった指摘を踏まえて、各省庁に対して税制改正プロセスにおいて説明責任というものを果たさせていくように強く求めていくことになろう、引き続きお願いはせねばならぬということだと思っております。

○宮本(徹)委員 説明責任が果たしていない、ここまで言われているわけですよ。

結局、経団連がこれが続けてくれと言って、それを丸のみして説明がつかないものが続けるということになったらこれは大変問題だということになりますので、総務省の指摘も含めて、あるいは去年の会計検査院の指摘も含めてしっかりと受けとめて、そして、政府税調の本来の、租特は期限が来たものは原則的にきっぱりやめていくんだ、研究開発減税の総額型というのは補助金にすぎないんだからこれは大胆に縮減するんだ、私が言っているんじゃないで、政府税調が言ってきたわけですから、この立場に立って査定していただくことを求めているというふうに思っています。

残された時間で、あと通告してあります金融所得課税の問題についてお伺いをしたいというふうな思いです。

得課税の問題についてお伺いをしたいというふうな思いです。

経済同友会も、税制改革の提言の中で、今月、公平公正の実現に資する税制というところで、金融所得課税の税率引き上げを提言いたしました。税率を五〇程度引き上げるべきだ、高所得者の実効税率の適正化を図っていくべきだということを言いました。私も大変、財界の中からの声ですから、注目をいたしました。このことについて大臣の受けとめはどうでしょうか。

○麻生国務大臣 同友会が、今言われたような提言をされたということは承知しております。これは小林さんのところでしたかね、知っておりますし、これに対してですけれども、これは、個別の団体の提言に対してコメントを一つ一つするなんというところは差し控えていただきます。

その上であえて申し上げさせていただきます。金融所得に係ります分離課税の税率に關しまして、平成二十六年度から、一〇〇%の軽減税率を廃止して、二〇〇%の本則の税制にしたところであります。したがって、今後の税率の水準については、この改正の効果というのは、まだ一年でするので、改正の効果を見きわめるとともに、また、景気的情勢とか市場の動向とか税制とか社会保障制度に係る所得再分配の状況とか、税制全体のあり方の中での金融所得課税の位置づけ等々いろいろ勘案しなくちゃならぬものがいっぱいありますので、そういうものを検討した上で検討する必要があります。

○宮本(徹)委員 先日、「NHKスペシャル」でも、アメリカの中で愛国的な経営者の皆さんが、富裕層に課税を、そして最低賃金を引き上げようという運動をやられていることが紹介されていまして、あれだけでも、せつかくこういう経済同友会みたいな動きがあるわけですから、こはぜひ富裕層の皆さんの課税強化に踏み出すことを、検討をお願いしておきたいというふうに思っています。

それから、あともう一点、所得税にかかわりまして、今、政府税調、与党税調で控除の見直し

議論が行われておりますが、この点にかかわって一問だけ質問させていただきます。

昨年の論点整理の中でも、所得再分配機能を回復するんだ、このことが今度の議論の大元に据えられているというふうに思っています。そういった場合は、やはり生計費非課税の原則というのが貫かれることが原則だということに思っています。

ただ、先日、この委員会の議論の中で、公的年金控除について与党の委員の方が触れられました。これは、縮小することになりました。私は高齢者の生活を考えれば大変厳しいと思います。年金生活者、夫婦世帯で見ますと、課税最低限は今でも二百八万円、社会保険料や利用料、こういう負担増もいっぱい計画がされているわけですね。前に私も質問しましたけれども、介護の問題でいえば、今でも利用料が高くて必要なサービスを抑制せざるを得ないという状況があるわけですよ。

どうするかということが考えられるわけですが、先日、この課税最低限が年金受給者と給与所得者で逆転している、世代間の公平から公的年金控除縮小みたいな議論がありました。私は逆でして、現役世代の控除が低過ぎる、現役世代の控除を引き上げる、基礎控除の引き上げあるいは低所得者の給与所得控除の引き上げなどによって全体の課税最低限を引き上げる、このことによって所得再分配機能の回復を図るというのが大事だと思っております。その点については、大臣、いかがでしょうか。

○麻生国務大臣 いわゆる課税最低限、ここまでは税負担が生じないという収入の水準、最低水準を示す指標のことですけれども、これはあくまでも、基礎控除とかいわゆる給与所得控除とかといったいろいろな控除がありますので、その控除の額を積み重ねた結果として計算されているものから、そのあり方を考える際には、その控除の一つ一つをきちんと考えた上で検討する必要があります。まずこれが大前提だと思っております。

その上で、個人所得課税における諸控除のあり

平成二十八年十月二十八日

平成二十八年十月二十八日

二九

から判断したんだという認識でよいんですか。

○星野政府参考人 お答え申し上げます。

本年六月の会見におきまして総理が、原油など  
の商品価格の下落、新興国の投資の落ち込みなど  
を挙げて発言されたとおり、世界経済は、新興国  
経済の陰りなど、需要の低迷、成長の減速リス  
クが懸念される、また、日本経済も個人消費に力強  
さを欠く状況にあるということを御発言されたわ  
けでございますけれども、総理が述べられました  
のは、個々の経済指標の動向だけを捉えて判断さ  
れたのではなくて、伊勢志摩サミットにおいて、  
さまざまな経済指標も参考にしつつ、世界経済に  
ついて首脳レベルの幅広い議論が行われて、その  
結果、G7として世界経済の見通しに対するリス  
クが高まっているとの認識が共有され、新たな危  
機に陥ることを回避するため、適時に全ての政策  
対応を行うことで合意した、そういうことを踏ま  
えて判断したというふうにおっしゃっております。

○丸山委員 個々それぞれのデータから客観的に  
は判断したわけではないという理解なんですね。

○星野政府参考人 そうでございます。伊勢志摩  
サミットにおける首脳レベルの議論を踏まえて先  
ほど申し上げました認識に至った、合意したとい  
うことを踏まえて判断したということでございま  
す。

○丸山委員 全体を見て今回の判断をされたとい  
うことですけれども、通常であれば、今挙げられ  
たような個々のデータもきちんと客観的に景況判  
断してほしいんですよ。そうしないと、本当に主  
観で何でも決められてしまう。税が客観性を失っ  
ていくその最初になりかねないと思います。

そういった意味で総理は御判断をされて、参議  
院選を経てあります。民意を確かめるために参議院  
選挙を経てありますが、しかして、税を決める上  
で、果たしてその客観的な指数を判断していない  
というのは、私、いささか問題があるんじゃない  
かなというのはいいます。

とはいえ、具体的な、何が問題になっていると

考えているのが挙げられているわけで、それにつ  
いて、その後、政府がそれぞれうなっているん  
だという理解はされていらっしゃるのかどうかお  
聞きしたいんですけども。

そもその今の話だと、それぞれの指標ござい  
ては判断していないという話だったので、当然、そ  
れぞれの指標ごとにはその後どうなったかというの  
は余り判断の話ではないと思うんですけども、  
やはりその全体において、では、その後、世界経  
済は危機に陥った、新たな危機のリスクがある  
ということですから、新たな危機に陥ったのかど  
うか。危機は、陥ったんだとしたら継続中なのか。  
それとも陥っていないのか。陥っていないのであ  
れば、何が陥らなかった理由、変化した理由、危  
機があったはずなのに陥らなかった理由。その場  
合に、当時リスクがあったかどうかということは、  
今でもそのときの判断はリスクがあったという判  
断でいいのでしょうか。

大臣、お答えいただけますか。まずは事務方  
ではお答えいただけますか。

○星野政府参考人 お答え申し上げます。

そのときの総理の御判断は、要するに、さまざ  
まなそのリスク要因を挙げて、そういったリスク  
要因が存在するというところで、各国ともそれに  
対して最大限の対応をしていくということであ  
ります。引き続き存在するというその認識に今も  
あるということかと考えております。

○麻生国務大臣 その後どうかという点の方は私  
の方から申し上げさせていたければ、各国はか  
なり緊張感を持って対応しているのがこの数カ月  
だと思います。

少なくとも、あのブレグジットというのが行わ  
れた次の日に、今、G7は日本が議長国なもので  
すから、私の方から声をかけて、G7のあれはす  
ぐ電話会議、その日にもう電話会議をやって、各  
国全部時間を決めて、時差がありますので、この  
時間ばんと決めて全部電話会談をやって、これ  
でまとめるという文書を日本がつくって、これでい

きますというので、結果的に、御存じのように、  
ポンドがぱんと下がったのは最初のスタートの  
ころだけで、翌日からはちゃんというような形  
になりましたし、また、ドイツのジャーマン・パ  
ンクの話等、何だかんだいろいろわきが出まし  
たし、イタリアの銀行の名前も挙がったり、い  
ろいろしていますのは御存じのとおりなので、こ  
れが広がらないようにみんな各国すく手を回し  
て、そういったようなことが起きると自分のとこ  
ろに波及してくる可能性があるからみんな抑えて  
いる。

アメリカも、ちよいと余りよく経済のわかって  
おらぬ不動産屋のおじさんが出てくるかもしれ  
ないと思えばそれなりに対応せざるを得ません  
から、片一方の方もいまいち大丈夫かという  
ちよっと正直なことを言ってみれば、民主党政  
権ですから、民主党政権の方にはそれは話がで  
ますが、共和党は誰が入ってきたか誰がやるん  
だ全然わかりませんから、したがって、誰がやる  
んだとよく電話しましたけれども、知っている  
電話したら、いや、俺じゃないと。いや、おま  
えじゃないのはわかっている。では誰が入るん  
だというか、それがわかれば苦労せぬと。しかし、  
影響をするのはおまえの国だけじゃなくて、こ  
ちらもみんな迷惑するんだから、ちゃんとしか  
るべきやつ、わかるやつとちゃんと話してくれ  
ていろいろな話をする。

それは、みんな何となくやばいなと思ってな  
かなか電話ができなかったのが中国ですけれど  
も、ここも乗ってこざるを得ないところになっ  
てきて、みんな乗ってきて、向こうからこち  
へ寄ってくるようになりまして、何となく木で  
鼻をくくったような返事をしていたスワップ、  
あっち向いてはいみいたな顔をした人たち、  
韓国もいきなりこちへにこにこ寄ってこられ  
たりして、何か私の後ろに誰かほかに人がい  
るのかと思うぐらいにこにこして寄ってこられ  
たものですから、俺のところに来たのかと思  
って驚くぐらいでしたけれども、それは急激に  
やばいなと思ったのは、この

七月ぐらいからですよ、みんな何となくいろ  
いろ動きが出てきているのは。

したがって、綱渡りとは言いませんけれども、  
かなりみんな緊張感を持ってコンタクトを密に  
して、どこかがいかれたら自分のところという  
のは、今これはぎりぎりでもっているんだから、  
これをちよっと一カ所破られたら、ざっと波及  
効果が出てきたらもつと出てきちゃうという意  
識があることだけは確かです。

だからそういった意味では、危機は去ったの  
かといえは、まだ最中で、ナローパスとか英  
語で言うんですけども、細い道をずっと今渡っ  
ている最中というように、私の感覚ではそう  
です。

○丸山委員 非常に興味深いエピソードを添  
えていただきました。まあ韓国なんかは、あ  
ちう向いてはいいたのがいつの間にか横に  
いたというのは、なかなかしたたかな国だ  
な。だまされないうように外交をやっていた  
だいて麻生大臣でございいますので何も  
申し上げませんけれども、そういったエ  
ピソードも聞きつつ、最後に大事な御  
発言がありました。

事務方と同じだったので繰り返しますと、リ  
スク要因は当時もあつたと考えていて、そし  
て、現在もあると考えている。そのリスクが  
あるがゆえに、しかもそれは、ナローパス  
という表現をされましたけれども、結構  
その狭い道を今は歩いていて、もし何か  
あればそれはすぐ落ちてしまうような、  
非常に危機の状況が続いているという御  
認識を今も政府が持ちだしているのが今  
の御答弁でわかりました。

そうすると、では、もしその危機が続いて  
いるんだとしたら、今回の期限を二〇一九  
年に先延ばしていただきますけれども、  
その同じタイミングでもナローパスを歩  
いている可能性は十分にあると思うん  
です。

そういった意味で、私は、今回景気条項を  
外されたというのは非常に今の御発言と  
矛盾しているとは思いますが、その景気  
条項についてのお話をする前に確認を  
しておきたい、この委員会

も私はこの消費税の話、一人会派でございますので、ずっとずっと、何度も何度も総理とも麻生大臣ともお話をさせていただいて繰り返して御表現されたのが、リーマン・ショック級というお話と東日本大震災のような事態、これらがない限り必ず増税するんだという御発言をずっとされていたわけですから。最後までそれは変わらなかったです。だから、これはそうなんだと思ってきました。

しかし一方で、ことしの六月、参院選前に違う御決断をされて、それは、新たな危機だという御発言をされました。これは、それまでのリーマン・ショック級、東日本大震災のような事態ということと新たな危機というのは、確認です、違うということでもよろしいでしょうか。お伺いできますか。

○麻生国務大臣 リーマン・ショック級というのを言っても、一体何がリーマン・ショックかといえ、もう御存じのように、世界じゅうから現金がなくなっただけです。全くマーケットからキャッシュが消えましたから、日本が十兆円という金を出さない限りは、間違いなく世界では、金融収縮によるいわゆるクレジットクランチというんですか、クランチが起きたということになるんですが、それがならず済んだほどの騒ぎだったんですが、今は逆に金は余っておるわけですから、全然状況は違います。

ただ、今の状況というのは、今度は全然別の意味で、ヨーロッパ等々があのときに不良債権というものを、日本の場合は、九七年のアジア通貨危機と二〇〇八年のいわゆるリーマンのときの二回にわたって、銀行を含めまして金融機関、企業、全部不良資産と言われるものをほとんどきれいに整理していますので、自己資本比率からいきましたら、多分日本というのはやたら高いと思っております。

そういう意味では、日本の場合はかなりうまくやってきたんだというのは、この数年間つくづくそう思いますけれども、ただ、G7が始まる前に、他国、六カ国をずらっと回られて、これはえ

らいことになっておるな、多分そう思われたんだと思います、特にヨーロッパの場合で、おい、これはえらいことになっているなという、多分、ドイツ・バンクの話から何かみんな全部聞かれていますから、そういう話で、これはちょっととえらいことになったな、これは日本一人だけがやれる話じゃないなと思われたのが一点。

私もあの二〇〇八年のときに、あのリーマンのときはたまたま総理をやったんですが、あのときの解散というのをちょっと引つ込めざるを得なかった大きな理由は、これはアメリカはもろんなことですから、ほかの国がえらいことになつてしまったので、これは日本も一緒にいこうのはとてもじゃないかというのが、選挙をやれなくなつたと自分から覚悟した一つの瞬間でした。

やはり、他国の状況が猛烈と今は絡み合つていますので、そこらところを考えたときに、やはりなかなか難しいなと思われたのが判断だと思えますので、今までの国内的な大震災とかアメリカのいわゆるクレジットクランチとか、あいつた話とは全然違つたもので、別の、ちょっと踏み外したら危ないなという感じをすごく感じられたのが総理だと思ひまして、私の場合はずっと国内で消費の伸びがちょっといかなものかという意識がありましたので、私の場合はそちらの方を強く申し上げたので、国際金融の社会でしよっちゅう行つていけばやはり同じような感じは持つていましたので、総理の言つておられる意味は私はよくわかるころなので、いろいろな意味を含めまして、これが今後、あと二年半たつてその状況が解消しているかと言われたときに、はい、ヨーロッパはどうですと言つて、ブルグジットの後一体どうするんですというような話はちよつといま一つ見えてこない。中国の場合も同様です。

アメリカの場合が、正直、その中ではまだいい方なんだと私にはそう見えますけれども、それでも、金利を上げないと、連銀はいずれも金利を引き上げる、上げないと土地のバブルが起きると

いうのは、あれだけわんわん言つてもFRBが上げ切らない最大の理由は何かといえ、上げたら金利が上がって、当然のこととしてドルが上がって、他国から一斉にドルが引き揚げてきてというようなことが考えられるからどうしてもあんなに合つていまして、物すごくいろいろなことが絡み合つていまして、長々としゃべり過ぎたけれども、そういうことも全部絡み合つておりますので、今の段階で、先ほど日銀総裁からも答弁があつておりましてけれども、一九年十月の段階までにきちんとしていたものをクリアして、上げるような努力をきちん和我々はやる。それが私に与えられた仕事だと思つていられるんですけども、そこに至るようにするまでに世界じゅうのあれはいま一つ大丈夫かということを生生にもし念を押された場合は、ちよつと、一〇〇%とはなかなか言えぬというのが正直なところですよ。

ただ、私どもの立場としては、きちんとこれをやり上げていかないと、日本の場合の社会保障とかいふものを考えた場合に、今後の日本の社会のためには、国民皆保険等々の社会保障関係のものは維持できなくなるといふ状況は、これは断固避けなさいいけませんので、私どもとしては、そういうものをやるような状況にするためにも、経済というものが取りに全力を挙げねばならぬのだと思つております。

○丸山委員 きょうは非常に時間をいただいております。いつもだとなかなか麻生大臣のお話をお聞きする機会がないんですけれども、きょうはお時間があるので、すごく興味深く拝聴いたしております。

その中で、一番大事な御発言があつたのは、再々延期にならないように努力をされる、それは当然やつていただかなきゃいけません。そのときに、しかして一〇〇%そうなるかという、そうではないという御発言が今あつたと思うんですけれども、つまり、今回、景気条項を外しましたけれども、もちろん確実にやるように目指すんだけれども、一般的に言つて、世界経済の状況によつて

は再々延期も可能性は排除はされないというふうな今の御答弁だと理解していただけます、そういうことでもよろしいんですね、可能性は排除されない。

○麻生国務大臣 退路を断つた、基本的にその意気であらねばならぬものだと思つて、これは、やられるなら景気条項を外していただきますというぐあいに申し上げましたので、退路を断つたいただきますという表現をしましたので、そういう意味に理解していただければと思います。

○丸山委員 今のお話だと、大臣から総理に進言をされて、やるのであれば退路を断つてやるべき、そういう意味でこの景気条項を外されたという御発言が今あつて、背景はわかりました。

しかし、今までも総理はずっと、リーマン・ショック級か東日本大震災のような事態がなければ消費税は必ず上げますとおっしゃつたのに、それじゃないのに、今の御発言は、違うバージョンだとおっしゃつた新たな危機、違うものが起きたら、総理はその御発言、前言を撤回されたわけですから、そうすよ。となれば、同じことが二〇一九年にも起こり得る可能性は排除できないです。論理的には全く矛盾していないというふうにもう委員の皆さんもなすかれていきますけれども。

つまり、もう一度麻生大臣にお伺いします。再々延期の可能性は排除はされないです。一〇〇%とは言えないとおっしゃつたということ、つまり、再々延期の可能性は排除できない。

○麻生国務大臣 一番足を引っ張られるネタを提供したような話にとられて甚だ問題かもしれませんが、私どもは経済というものを常に一〇〇%だというのは、経営をやつておられたらみんな誰でも知つて話で、一〇〇%はありませんから。

私も、そういう意味で、今の古本さんのおられたトヨタ自動車昭和二十五年には倒産している会社だと知つていられる人は今いませんから。事実でしょうが、倒産したんですから、あの会社は。

それが二十六年の朝鮮動乱で助かった。そういう会社です。そういう歴史ですから、だから、一〇〇％はあの天下のトヨタでもない、そういうものだと思つていますから、私どもは、一〇〇％と言われると、政治家としては一〇〇％ですと言わざるを得ないからそう申し上げますけれども、では本当かよと言われたら、これは世界経済の中の日本ですから、それは一〇〇％だと言われたら、限りなく九九・九九％かもしれないけれども、とにかく何らかの可能性が常にあるものだ、私は経済というのはそういうものだと思つておられます。

○丸山委員 先ほどお話しされたのと同じです。つまり、それを裏返せば、一〇〇％じゃないんですから、〇・一％なのか一％なのか三〇％なのかわかりませんが、恐らく、少ない可能性の中でという御発言だと思ふんですが、消費税を再々延期する可能性もあるということですよ。

一〇〇％じゃないとおっしゃったわけで、その中に、つまりそれは九九・九九何何なのか九〇％なのかわかりませんが、しかし、再々延期の可能性は排除されないということですよ。

○麻生国務大臣 何回も同じ答えて恐縮ですが、でも、経済には一〇〇％はないというのは、自分でそこにいましたので、選挙に一〇〇％がないのと同じで、そういうものだと思つておりますから、私どもは今やらせていただく段階で、次、二〇一九年の十月には必ず上げるという前提でこの法案を出しておりますし、その覚悟で今進んでおりますけれども、では、一〇〇％そうなるのか、おまえが言っているように、経済情勢は、その二〇一九年の二年先をおまへは見通しているのかと言われたら、それはなかなか私どもとして世界を二年半先まで読んでいるわけではありますので何とも申し上げられませんが、私どもとして、今この法案を二年半延ばすということをお願いしている前提としては、二年半先に上げさせていただきますという覚悟でやらせていただいております。

す。

○丸山委員 非常に苦しい答弁だと私は思つておられます。

矛盾をもう明らかにしているわけで、御発言が一〇〇％ではないというふうにおっしゃったということは、つまり、再々延期の可能性はあると認めになったということだと思ふんですけれども、私、でも、これは例えばどうということだと詰めたわけではなくて、ただ当たり前のことをおっしゃっているんだと思ふんです。

消費税を延期したけれども、二〇一九年にきちんとしてくれるように最大限努力をされる。しかし、ナローパスだという表現をされましたけれども、現在も危機の状況にあつて、二〇一九年に危機の状況にある可能性だつてあるわけですよ。これも大臣はおっしゃいました。つまり、そういう状況であれば再々延期をせざるを得ないじゃないですか。当たり前です。そこで無理やりやられても、逆に困ります。だからこそ一〇〇％じゃないんですよ。

再々延期する可能性だつて、大分お答えしやすいようにお聞きしています。一般的に言つて、再々延期の可能性は排除されない、再々延期される可能性も排除されないということですよ。

○麻生国務大臣 政治的に申し上げれば、必ずやらせていただきます。

ただ、一般的にという言葉を言われましたので、一般的にと言うのであれば、経済という生き物を扱つております以上は、私どもとしてはいろいろな可能性を考えて言わねばなりませんので、一般的に申し上げれば、再々延期ということの可能性を排除するものではありませんというようにお答えすべきかと存じます。

○丸山委員 そうです、そうなんです。何か逆にそれを言つてはいけなかいかなあれが出るんですが、当たり前の話で、今回だつて総理は、法律に景気条項まできちんと法律にあつて、それは何ですかと聞いたら、リーマン・ショック級、

東日本大震災のような事態がなければ延期は絶対しないんだとおっしゃったのに、それをひっくり返したわけですよ。

一方、今回は景気条項はないわけですよ。ないからやらなきゃいけないんですよ、しかし、結局のところ、そのときの状況によつたら総理の御判断でひっくり返せる、そういう状況になつてしまつていますし、我々この委員会に所属する委員としては非常に残念です。

というのは、さんざんあのときも、この場に立つて、これがどういふ状況かという御説明をいただいて、真摯な御説明があつたと私は思います。それに基づいて国民の皆さんも、消費税がこうなるんだらうというのを思われたはずですよ。しかし、その議事録は一切、一切とは言いませんけれども、ほとんど意味がなくなつてしまふ。では何のために審議をしていて、何のためにこの法律の改正をやつたんだということを問われる、そんな状況じゃないでしょうか。

大臣、これについてはどう思われますか。この委員会に対する責任だと思ふんですけれども。

○麻生国務大臣 政治家として私どもとしては極めて厳しい状況にあつたんだと思ひますが、国策なり国益というものを考へて、総理としては苦渋の選択をされた。政治家としては厳しい状況であつたんだらうとは思ひますけれども、きちんとした選択をされ、結果として日本の経済というものを今のような状況にしている、さらに先に上がつていくという状況にできたというように自分なりに納得をしてやつておられるんだと思ひますけれども、私どもとしては、今言われたように、この委員会の審議をいろいろ踏まえた上での結論が出されたので、この委員会の審議は全く無意味だつたというふうに考へているわけではありませ

ん。

○丸山委員 今回、景気条項を外されているわけですよ。でも、やはり麻生大臣のお話を聞いていても、目指すけれども一〇〇％ではなく、一般的に言つて再々延期の可能性は排除されるものでは

なく、そして、前例としてあの法律をつくつて、しかし、新たな判断で、新たな危機が生じる可能性がある、リスクがあるということで総理は延期をされたわけですよ。その教訓を踏まえるならば、景気条項をしつかり入れてしかるべきだと思ふんですよ。

そしてなおかつ、前回のよう限定してしまつた、リーマン・ショック級、東日本大震災とおつちやつたから矛盾が生じているわけで、もう少し、ある程度先の見えないことも読める景気条項を入れておくというのが通常考へた筋で、当然だといふふうにお聞きですけれども、不転の決意、要は、必ずやるんだという決意で恐らく今の話だと大臣から総理にお話があつて、総理は、ではそうしようということであつたんだと思ふんですけれども、非常にこれが逆に今後の足かせといひますか、どうなつておられるんだ、矛盾しているんじゃないかと言われても仕方ないような状況を生み出しているというふうにお聞きです。

同時に、最初にもお話を聞きしたような、総理は、世界経済のリスクが非常に問題だ、根本の部分だ、麻生大臣は個人の消費の部分に光を当てられておられるんですよ。おっしゃっていることも、こ

こもずれているところがある。

こういった意味で、前回の委員会でも総理に来ていただいております。こんなに違ひがあらうだつたら、総理に最後もう一回ここにきていただいて、前回との違ひだとか、今申し上げたようなお話をやはり聞いていかないとだめだと私は思ふんです。しっかりと聞いていかなきゃ、やはりおかしいですよ。

り総理のお話をこの委員会でも聞きたいというふうに思いますし、それが国民に対する責任だというふうに考えております。

運営については委員長や、私はオブザーバーですけれども、理事会でお話することになりますけれども、やはりその点は委員会でも強調しておきたいというふうに思います。(発言する者あり)委員長、ぜひ理事会で御協議ください。

○御法川委員長 理事会で協議いたします。

○丸山委員 そういった意味で、非常にまだまだお伺いしていくべきところがさまざまあると思います。

一番大きいところからさらに深掘りしていきたいんですけれども、財政健全化目標を政府の方で立てられております。これは総理もお答えされていて、国、地方を合わせたプライマリーバランス、PBを二〇二〇年度までに黒字化するという財政健全化目標を立てておいて、これは消費税にかかわらず堅持するというふうにお答えになっております。

一方で、今回、税収が大きく減るわけで、非常にこのプライマリーバランスの黒字化は厳しくなっているというのは客観的に見てもとれますし、現に政府の側でも、この間、内閣府が最新の試算を出されて、二〇年度のプライマリーバランスは、その分析だと、いろいろな経済状況によって分けられているんです。例えば、ベースラインケースという一番マイナスがでかくなる部分だと九・二兆円。そして、経済再生ケースとあって、ある程度経済が上向いているという状況であれば五・五兆円。これもマイナスなんです。いずれにしても、九・二兆円から五・五兆円のマイナスが、プライマリーバランスが二〇二〇年になりますよという予想を同じ政府の内閣府が出しているわけですよ。

しかし、総理はプライマリーバランスを二〇二〇年度までに黒字化する目標を堅持するとおっしゃっているんですから、この財源をどうするんだという穴埋めをしていかなければなりません

し、このずれはどういうことだという素朴な疑問がどう考えても生まれてくると思いますけれども、この目標達成に向けた具体的な方策、どのようにお考えでしょうか。

○木原副大臣 丸山委員先ほど言われたように、政府としては、二〇二〇年度のプライマリーバランス黒字化を実現するというこの財政健全化目標は、堅持をしているところでございます。その実現に向けて、もうこれは、基本方針であります。経済再生なくして財政健全化なし、そういう方針のもとで今回新たに、未来への投資を実現する経済対策を初めとする、強い経済の実現を目指した取り組みを決定したというところでございます。

あわせて、歳出と歳入の両面からも取り組んでいく必要があります。そのために、経済・財政再生計画の枠組みのもとで、改革工程表に基づきまして、社会保障の改革を含めて、徹底的な重点化、効率化など、歳出改革を継続していきます。

また、今まで議論がありましたとおり、二〇一九年十月に消費税率を一〇％に確実に引き上げるということがつなげてくるというわけです。

さらに、二〇一八年度の時点で、目標達成に向けた歳出改革時の進捗状況を評価をして、必要な場合には、歳出歳入の追加措置等を検討するということとしております。

こういった総合的な取り組みによって、二〇二〇年度のプライマリーバランス黒字化に向けてしっかりと財政健全化に取り組んでまいります。

○丸山委員 先ほど御紹介した内閣府の試算も、実は、今御答弁のあった一九年に上げようとされている消費税を含んだ上で、財源を入れた上でプライマリーバランスが九・二兆から五・五兆マイナスだとおっしゃっているんですよ。

非常に厳しい中で、今、残念ながら消費税以外のは、具体的な方策という意味では財源を生み出すものはなかったと思うんですけども、厳しいというのは大変も認識は同じようにお持ちだと思ふんですけども、これはどう考えても実際に難しいんじゃないですか。本当に大丈夫なんですか

ね。

○麻生国務大臣 今のプライマリーバランスを、基礎的財政収支を半減すると言ったときに、みんなだめだと言ったじゃない。できると書いた新聞はゼロですよ。思い出してみなさいよ、四年前。あのときゼロだったんだから。できた。今度は二〇二〇年がだめです、常にそういう話をするの、悲観的な方々は。しかし、楽観的なことをやる、ある程度意思を持って、こういうことをやるんだという意思を持たない限りはできません。

我々はきちんと二〇二〇年までにやる。そのためにはいろいろな問題があることは確かですが、いわゆる歳出削減を含めまして、増税だけではなくて歳出削減を含め、また、経済成長というものも含めて我々はいろいろなことを考えて、きちんとした形で限りなくゼロに近づけたいというので、その意思をきちんと持ってやり続けなければならぬと思っております。

○丸山委員 もう時間が来ましたので終わりますけれども、なかなか意思だけでは難しいのが財政でございますので、細かい議論、この後の委員会でもたお伺いしていきたいと思っております。

ありがとうございます。

○御法川委員長 次回は、来る十一月一日火曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時四十二分散会





平成二十八年十一月二十五日印刷

平成二十八年十一月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

P